自己点検・評価報告書

令和 8 年 10 月

小樽商科大学

自己点検・評価専門部会

目　　次

令和８年度自己点検・評価の実施にあたって　1

Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴　2

Ⅱ　領域ごとの自己評価　5

領域１　教育研究上の基本組織　5

領域２　内部質保証　12

領域３　財務運営、管理運営及び情報の公表　20

領域４　施設及び設備並びに学生支援　25

領域５　学生の受入　36

領域６　教育課程と学習成果　42

別冊　教職課程の自己点検・評価報告書

令和８年度自己点検・評価の実施にあたって

本学は、明治 44 年に我が国５番目の官立高等商業学校として創立され、戦後の学制改革に伴い、昭和 24 年に小樽商科大学として単独昇格した。本学は国立大学では唯一の商学部のみからなる単科大学で、北海道の高等教育機関としては北海道大学に次ぐ歴史と伝統を誇り、また国立大学の中では２つしかない商学部を有する大学である。令和３年７月に創立 110 周年を迎えた本学の歴史の中で築いてきた自由な学風と実学重視の精神は脈々と受け継がれている。

令和４年度から始まった第４期中期目標・中期計画期間の終了を見据えて、この度、学校教育法第 109 条第１項の規定に従い、「小樽商科大学における内部質保証に関する方針」に定める全学的な自己点検・評価を実施することとした。その結果を取りまとめたものが本報告書である。あわせて、自己点検・評価の結果は、「外部評価実施要領」に基づき運営戦略会議において選出した４名の学外有識者による外部評価に供することで、自己点検・評価の妥当性と信頼性を検証することとした。

自己点検・評価の実施にあたっては、本学の内部質保証の統括組織である運営戦略会議において策定した「自己点検・評価実施要領」に基づき、大学評価を担当する副学長の下に専門部会を設置し、次の６項目について点検・評価を行った。

（１）教育研究上の基本組織
（２）内部質保証
（３）財務運営及び情報公表
（４）施設及び設備並びに学生支援
（５）学生の受入
（６）教育課程と学習成果

対象とする期間は、前回令和２年度に全学的な自己点検・評価を実施したことを踏まえ、令和３年度から令和７年度末（一部数値は令和８年５月１日を基準日とする）までの５年間の活動等を対象とし、状況を確認した。

各評価項目においては、基準に即して「基準を満たしていると判断する」「基準を満たしているが課題が残る」「基準を満たさないと判断する」のいずれにあてはまるかを評価し、それらの総括として、「優れた点」と「改善を要する点」を挙げている。「優れた点」については、本学が近年力を入れてきた取組やその成果を再確認するとともに、外部評価の際には委員に対して本学の特色ある活動をわかりやすく示すものである。「改善を要する点」については、主に基準を満たしていないことが明らかになった事項や、基準は満たしているが改善の余地がある事項で、外部評価における意見とあわせて、必要な対応に取り組むこととする。

Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴

1　現況

（1）大学名　小樽商科大学
（2）所在地　北海道小樽市
（3）教育研究上の基本組織

学士課程	商学部
大学院課程	商学研究科

（4）学生数及び教員数（令和８年５月１日現在）

学生数	学部 2243 人、大学院 92 人
教員数	専任教員：114 人、助手：１人

2　大学等の目的及び特徴

＜目的＞

小樽商科大学学則第１章及び小樽商科大学大学院学則第１章において、本学の目的をそれぞれ以下のとおり定めている。

（小樽商科大学学則）
第１条　本学は，現代社会の複合的，国際的な問題の解決に貢献しうる広い視野と深い専門的知識及び豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力により，社会の指導的役割を果たす品格ある人材の育成を目的とする。
2　本学は，前項の目的を達成するために，多様な学問分野の修得と課題を発見し考察する力の涵養をめざす実学教育を実践するとともに，それを支える高い水準の研究を推進し，国際交流の促進，学習環境の改善，課外活動の支援及び教職員と学生の交流等に努める。
（小樽商科大学院学則）
第１条　小樽商科大学大学院(以下「大学院」という。)は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与する人材の育成を目的とする。
本学は、明治 44 年、我が国５番目の官立高等商業学校である「小樽高等商業学校」として創立され、昭和 24 年、戦後の学制改革に伴い、小樽商科大学として単独昇格した歴史をもつ、国立大学唯一の商科系単科大学である。

＜特徴＞

商学部は「経済学科」「商学科」「企業法学科」「社会情報学科」の 4 学科から構成され、創立以来「実学・語学・品格」を教育理念とし、大学憲章には「多様かつ調和のとれた教育体系のもと、専門的知識のみならず、広い視野と高い倫理観を身につけた、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図る」ことを掲げている。

第 3 期中期目標期間（平成 28 年度～令和 3 年度）においては、「北海道経済の発展に寄与する『グローカル人材』を育成する」ことをビジョンに掲げ、令和 3 年度に主専攻プログラム「グローカルコース」を開設した。 4 年間を通じた徹底したグローカル教育を行うプログラムで、定員は 1 学年 20 名とし、グローカル総合入試（総合型選抜）により選抜される。うち 5 名程度が 1 年間の入学猶予制度「ギャップイヤープログラム」に参加し、入学前に海外留学を経験することで、入学後の学修における目的意識の醸成、進路設計の明確化が期待されるものである。

第 4 期中期目標期間（令和 4 年度～）は、大学のビジョンとして「未知なる時代に立ち向かうための人間力を育成」「産業界・他大学等との連携によるグローカル研究の強化・発展」「インクルーシブな高等教育の普及による地域アントレプレナーの育成」を掲げ、学部教育においては、令和 4 年度にビジネススクールのノウハウを生かした「アントレプレナーシップ副専攻プログラム」の提供を開始するとともに、学部カリキュラムの抜本的な見直しを進めている。

大学院商学研究科は、昭和 46 年、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、研究者としての基礎的教育を行うのみならず、現代社会の諸分野において貢献し得る高度な専門的知識を有する職業人の育成を目的として設置された。社会に生起する諸問題を多様な側面から分析し解決策を引き出す能力（研究能力）を育成することによって、知識基盤社会で活躍できる高度専門職業人・研究者を養成する。

現代商学専攻博士前期課程は、研究者養成の基礎としての役割を担い、また社会の各方面で、専門的知識に裏打ちされた深い見識と指導力を発揮できる人材の育成を目指している。近年の社会のニーズに対応して提供する教育内容を拡充し、経済理論研究や日本及び国際経済の分析等を扱う「経済学コース」、グローバル市場とビジネスを対象にした分析と体系化等を扱う「国際商学コース」、専門的・体系的な企業法務等を扱う「企業法学コース」及び企業や社会の情報・プロジェクト管理等を扱う「社会情報コース」の 4 コースを設けている。博士後期課程は、特定のテーマについて研究を深め、研究成果を博士論文に結実させる「テーマ研究」型大学院である。流通、金融、経営及び会計という中核的な「商学」の領域を研究対象とし、ビジネスの環境や諸制度に関する理解と研究を深める科目群、最新のビジネス・ツールに関する科目群を配置し、ビジネスの複合性、多様性を理解し、研究を進める。

現代商学専攻の両課程においては、外国人学生を多数擁する国際色豊かな教育環境において、第３期中期目標期間は、学部と大学院との接続教育に取り組み、学部におけるグローカル教育科目の一部を大学院と同時開講とするなど、意欲ある学部学生が大学院においてさらに高度な専門的知識・研究能力を身に着けることができる体制の強化を図った。第４期中期目標期間においては、令和５年度に文部科学省「大学教育再生戦略推進費人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」に採択された「地域/社会課題を解決する対話型ビジネス価値共創人材養成のための価値創発から社会実装までの一貫教育プログラム」（BVCC プログラム）（代表校：神戸大学、連携校：本学及び和歌山大学）において、「対話型ビジネス価値共創人材養成プログラム」を展開している。実際の地域や社会の課題を見出し、課題に対しビジネスの視点から解決できる人材を養成することを目的とする。

アントレプレナーシップ専攻（通称 OBS（Otaru Business School））は、専門職学位課程として平成 16 年度に設置された、MBA（Master of Business Administration：経営管理修士（専門職））の学位を授与する経営系専門職大学院である。経済活性化を最優先課題とする北海道において、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターの育成を目的とし、専門性と実践性の両方を重視した積み上げ式の教育課程を編成している。

アントレプレナーシップ専攻では、正課課程に加えて、昨今のリカレント教育の需要拡大に先駆けて、観光や医療といった業界特化の経営教育セミナーや、地方自治体向けのビジネススクール、企業研修への講師派遣等、地域・企業のニーズに応じた多様な地域人材育成プログラムを提供してきた。第４期中期目標期間は、文系・理系の枠を超えた MBA ホルダーの輩出を目標に掲げ、正課科目において他大学の理系研究者が有する技術シーズの事業化に学生が参画し、ビジネスプランの開発に取り組むコースを実施している。企業・研究者と協働する実践的学修であると同時に、実際の研究成果を社会実装させる点で、本専攻ならではの教育のアウトカムを創出している。

Ⅱ　領域ごとの自己評価

領域１　教育研究上の基本組織

基準１－１　教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

［分析項目１－１－１］
学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること

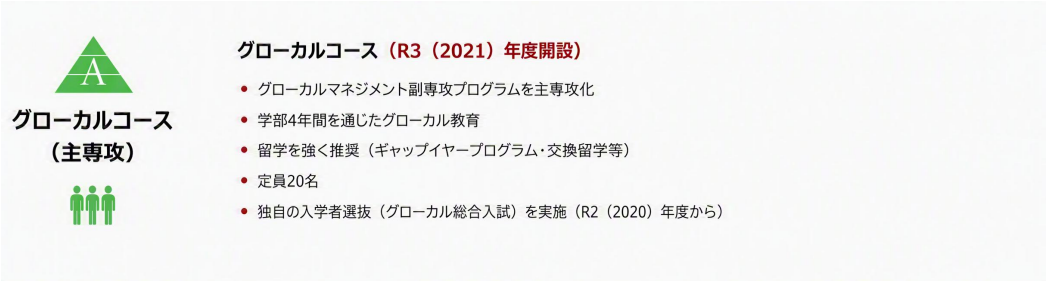
【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

Ｉ２「大学等の目的及び特徴」に記載の目的に基づき、次のとおり教育体制を整備している。(根拠資料 1-1-1～3)

＜学部＞

学士課程として商学部を設置し、「経済学科」「商学科」「企業法学科」及び「社会情報学科」の専門４学科を置いている。４学科には、教育上の区分として、昼間に授業を行うコース（昼間コース）及び主として夜間に授業を行うコース（夜間主コース）を置いており、それぞれ収容定員を設けている。第３期中期目標期間には、大学のミッションである「グローカル人材育成」を実現する教育課程として、主専攻プログラム「グローカルコース」(定員 20 名・経済学科または商学科に配属）を開設した。



＜大学院＞

現代商学専攻とアントレプレナーシップ専攻（専門職学位課程）を設置している。現代商学専攻は、特定のテーマについて関連する分野の知識・理論を修得し、その成果を学位論文にまとめる「テーマ研究型」大学院であり、学部組織を基礎とした教育体制が取られ

ている。博士前期課程には「経済学コース」「国際商学コース」「企業法学コース」「社会情報コース」の４コースを設けている。博士後期課程は、流通、金融、経営及び会計という中核的な「商学」の領域を研究対象とし、研究分野を「現代商学教育研究分野」「組織マネジメント教育研究分野」「企業情報戦略教育研究分野」「現代ビジネスの理論と制度教育研究分野」の４つに分け、研究指導を行う体制をとっている。

アントレプレナーシップ専攻（通称 OBS（Otaru Business School））は、経営系専門職大学院として、トレーニングや実践性を重視した積み上げ式の教育課程を編成し、専任の教員組織を設置している。

基準１－２　教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

［分析項目１－２－１］
大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員が配置されていること
［分析項目１－２－２］
教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと
［分析項目１－２－３］
大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること
［分析項目１－２－４］
大学運営に必要な業務のための組織が、適切な規模と機能を有していること
［分析項目１－２－５］
教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること
［分析項目１－２－６］
管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）を実施していること

【基準にかかる状況と分析結果】

□A：基準を満たしていると判断する
☑B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

＜教員構成＞

学部・大学院における専任教員の配置状況及び年齢・性別構成は下表のとおりであり、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）に定める必要な教員数を確保している。

表１　教員の配置状況及び年齢・性別構成

教育研究上の基本組織	職名	人数	内訳						
			性別		年齢				
			男性	女性	～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳～
商学部	教授	52	46	6	0	5	23	24	0
	准教授	43	29	14	6	23	8	6	0
	講師	2	1	1	1	1	0	0	0
	助教	2	2	0	0	0	0	2	0
	助手	1	0	1	0	0	0	1	0
	計	100	78	22	7	29	31	33	0
	%		78.0%	22.0%	7.0%	29.0%	31.0%	33.0%	0.0%
商学研究科	教授	10	10	0	0	1	4	5	0
	准教授	3	3	0	1	1	1	0	0
	講師	0	0	0					
	助教	0	0	0					
	助手	0	0	0					
	計	13	13	0	1	2	5	5	0
	%		100.0%	0.0%	7.7%	15.4%	38.5%	38.5%	0.0%

（令和８年５月１日現在）

商学研究科アントレプレナーシップ専攻における教員については、13 人（教授 10 人、５年以上の実務経験を有する教員４人））を配置しており、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）等で必要とされている専任教員 11 人（うち実務の経験を有する教員４人）及び専任教員の半数以上は、教授でなければならないとする要件のいずれも満たしている。（根拠資料 1-2-1）

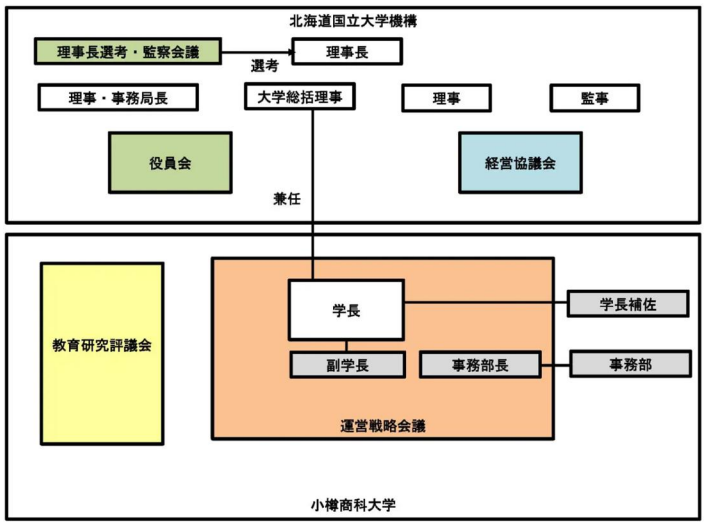
年齢及び性別の構成については、全学的には著しい偏りはみられない。女性教員比率は令和３年度 14.8%、令和４年度 14.7%、令和５年度 15.2%、令和６年度 16.5%、令和７年度 17.9%と一定の水準を維持しており、令和４年度にはダイバーシティ推進室を設置し、学内の多様性の向上に取り組んでいる。

一方、アントレプレナーシップ専攻においては、女性教員が配置できていない点で偏りが生じている状況である。専攻内の多様性を確保するため、「教員組織の編成方針」（根拠資料 1-2-2）に基づいた採用活動を行うほか、女性教員にとって望ましい就業環境の整備も検討し、対応を進めているところである。

＜組織＞

大学運営の責任主体となる役員会、経営に関する重要事項を審議する経営協議会は法人（北海道国立大学機構）に設置し、教育研究評議会は大学に設置している。監事（常勤）１名及び外部監事（非常勤）３名が会計及び業務を監査する。（根拠資料 1-2-3～6）

本学においては、管理運営にあたる主要な構成員として、学長、副学長及び事務部長、必要に応じて学長補佐を配置し、本学の運営及び教育研究に関する重要事項を審議する組織として、運営戦略会議を設置している。（根拠資料 1-2-7～9）



学長補佐は、学長が行う企画・立案の重要な事項を補佐するために配置し、令和８年度には本学が重点的に推進する事業において５名を配置している。

事務組織は、事務部長の下に、教務課、教務課入試室、学生支援課、学生支援課キャリア支援室、学生支援課国際交流室、企画総務課、企画総務課研究・社会連携推進室、学術情報課、管理課、管理課施設管理室の５課５室を置き、令和７年５月時点で事務職員は 92 名である。（根拠資料 1-2-10）

教職協働の状況について、根拠資料 1-2-11 のとおり、教員と事務職員が構成員として参加する 14 の委員会等に加え、第３期中期目標期間に本学の戦略推進の中心となったグローカル戦略推進センターでは、事務部各課・室・係が企画・構想からプロジェクトの実施・検証まで組織横断的に参画しており、事務所掌・規程に基づく縦割りの定例的業務のみならず、組織横断的なプロジェクト型業務を担っている。第４期中期目標期間は、「2030 年までに高等教育に触れられない北海道民の数をゼロに」を目標に掲げるユニバーサル・ユニバーシティ（UU）構想を推進するため、グローカル戦略推進センターにリカレント教育推進室を設置し、専任の教員を配置するとともに、事務組織として企画総務課研究・社会連携推進室を設けた。当該室には、URA 及び UEA として、北海道内地域・外部機関とのコーディネート業務、産学官連携に基づく人材育成事業の運営補助、人材育成プログラム開発のための外部機関との教育コーディネート及び人材育成プログラムの運営業務等を担う特定専門職及び事務職員を配置している。第３期中期目標期間に引き続き、大学のビジョン・戦略の実行にあたって、教員のみならず事務職員も中核的な役割を果たしており、それぞれの専門性を活かした適切な役割分担の下、協働する体制を構築している。（根拠資料 1-2-12～25）

＜スタッフ・ディベロップメントの状況＞

事務職員について、北海道地区または全国で実施される各種研修に積極的に参加させるとともに、情報セキュリティ研修等の学内 SD 研修や、他機関との人事交流を実施している。

基準１－３　教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

［分析項目１－３－１］
教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること
［分析項目１－３－２］
教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること
［分析項目１－３－３］
教育研究活動について、全学的見地から審議し又は実施する組織が機能していること

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

本学では、「商学」を応用的・実践的総合社会科学として捉えるという方針の下、商学部には商学部長、大学院商学研究科には商学研究科長を置き、大学院商学研究科の各専攻には、現代商学専攻長及びアントレプレナーシップ専攻長を置いている。また、教員は下表のいずれかの教員組織に属しており、経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科、一般教育系及び言語センターなど各学科等には、それぞれ学科長・一般教育系学科主任・センター長・所長を配置している。

表２　教員組織と教育組織の対応表

教員組織	対応する教育組織		備考
	学士課程	大学院課程	
商学部	商学部	商学研究科	経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科、一般教育系
商学研究科	―	商学研究科	現代商学専攻（すべて兼担教員）、アントレプレナーシップ専攻
言語センター	商学部	商学研究科	
保健管理センター	商学部	―	
グローカル戦略推進センター	―	―	

教授会は、学部教授会、現代商学専攻教授会、アントレプレナーシップ専攻教授会、学部・大学院合同教授会の 4 つを設けている。教授会の構成員は、副学長と教授、准教授及び講師で構成し、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育課程の編成、教員の採用人事に関する教育研究業績の審査、教育研究組織の再編に関する事項等について審議する。規程上開催頻度の定めはなく、令和 7 年度の会議の開催回数は、学部教授会が 14 回、現代商学専攻教授会が 13 回、アントレプレナーシップ専攻教授会が 14 回、学部・大学院合同教授会が 14 回であった。（根拠資料 1-2-8）

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会を、学部及び現代商学専攻、アントレプレナーシップ専攻にそれぞれ設置している。（根拠資料 1-3-1～3）学部教育については、学科会議（及びセンター会議等）において、当該学科等の教育、研究及び運営に関する検討が行われている。（根拠資料 1-3-4～5）現代商学専攻は、商学部、言語センター及びアントレプレナーシップ専攻教員の兼担によって構成され、現代商学専攻教授会の下に、経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科を基礎とする各コース会議を置き、その責任の下で現代商学専攻における 4 コースの教育について検討を行っている。学科会議及びコース会議の検討結果は教務委員会に提案され、組織的な連携体制の下で教育を実施している。（根拠資料 1-3-6）アントレプレナーシップ専攻では、専門職大学院として、専任教員によるアントレプレナーシップ専攻教授会の下、人事委員会、教務委員会、入学試験委員会及び入試広報委員会を置き、学部及び現代商学専攻から独立した運営体制としている。（根拠資料 1-3-3、1-3-7～9）

教育研究評議会は、理事長、学長、理事、副学長、各センター長、学科長、一般教育系学科主任、専攻長、学長が指名した教員の 25 名により構成し、中期目標・中期計画のうち本学の教育研究に関する事項、教育研究に関する学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項、教育課程の編成に関する方針に関する事項、学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項等を審議する。令和 7 年度は 11 回開催された。

また、本学の将来構想の企画立案等について審議するため将来構想委員会を、本学の戦略推進を担うグローカル戦略推進センターの運営を担うグローカル戦略推進会議を設置し、教育研究活動を全学的体制で実施している。（根拠資料 1-3-10～11）

領域 1 総括

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

・アントレプレナーシップ専攻において、ジェンダーバランスに配慮した教員の配置が不十分である。専攻内の多様性を確保するため、引き続き「アントレプレナーシップ専攻教員組織の編成方針」に基づいた採用活動を行う。大学では、女性活躍推進法に基づく行動計画（令和８年４月１日から４年間）において、教員の女性比率を 20%以上とすることを目標としており、ダイバーシティ推進セミナーを開催するなどして、大学全体でダイバーシティ実現に向けた理解の促進、気運の醸成を図る。加えて、今年度中にダイバーシティ＆インクルージョン（D&I）に関する全学アンケート調査を実施予定であり、北海道国立大学機構においては、D&I 推進のためのガイドライン制定に向けて検討中である。［分析項目１－２－２］

領域２　内部質保証に関する基準

基準２－１　内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

［分析項目２－１－１］
　大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること
［分析項目２－１－２］
　それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること
［分析項目２－１－３］
　施設及び設備、学生支援並びに学生受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること

【基準にかかる状況と分析結果】

□A：基準を満たしていると判断する
☑B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

本学の内部質保証体制は、「内部質保証に関する方針」において全学的な責任体制及び実施体制を、「内部質保証の実施に関するガイドライン」においてその具体的な手順等を定めている。（根拠資料 2-1-1～2）

本学の内部質保証体制では、統括責任者（学長）及び統括組織（学長・副学長及び事務部長で構成する運営戦略会議）の下、それぞれの教育研究上の基本組織（学部、大学院）は自らの教育課程の質保証について責任を有することとされており、各組織で実施した質保証に関する取組の結果は運営戦略会議に報告し、必要に応じて改善等の指示を受ける仕組みとなっている。なお、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 が定める教職課程の自己点検・評価については、教務委員会の下に設置する教職課程運営専門部会が実施する体制としている（根拠資料 1-2-14）。施設及び設備、学生支援並びに学生受け入れに関しても、「内部質保証に関する方針」において、実施責任者及び実施組織が定められており、明確な体制となっているといえる。（根拠資料 1-2-13、1-2-15～16、1-2-18、2-1-3～4、1-2-21）

ただし、改善の余地がある点として、教育課程の質保証体制が挙げられる。教育課程の質保証体制は、教育を担当する副学長を推進責任者に、学部長・研究科長（専攻長）の下、各教育課程の教務委員会及び CGS 教育支援部門において実施する体制となっている

が、権限が分散しており、改善点に気が付きにくい、気が付いても所掌が異なるがゆえに直接の改善指示を出しにくいなどの課題がある。

基準２－２　内部質保証のための手順が明確に規定されていること

［分析項目２－２－１］
　教育課程ごとの点検・評価において、学位授与方針、教育課程方針をはじめとする領域６の各基準に照らした判断を行う手順が具体的に定められていること
［分析項目２－２－２］
　施設及び設備、学生支援、学生受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること
［分析項目２－２－３］
　機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること
［分析項目２－２－４］
　機関別内部質保証体制において、以下の点が定められていること
（１）共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順
（２）承認された計画を実施する手順
（３）決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

「内部質保証の実施に関するガイドライン」において、目標計画、内部質保証体制、３ポリシー、教育課程、施設整備、学生支援、学生受入について基本的な点検・評価項目を定めている。あわせて、教職課程の自己点検・評価について、教育職員免許法施行規則に基づき、詳細な観点を定めている。また、同ガイドラインでは学内外のステークホルダーからの意見聴取についても定めており、意見聴取の対象及び実施時期を整理している。

自己点検・評価や意見聴取の結果認識した課題等に対応する手順は、ガイドラインにおいて次のとおり整理しており、内部質保証のための手順が明確に規定されている。

（１）内部質保証の取組の結果を受けて、運営戦略会議において対応すべき課題を認識した場合、運営戦略会議は各推進責任者及び実施責任者に改善の指示を行う。

（２） 改善の指示を受けた推進責任者及び実施責任者は、改善計画を策定し運営戦略会議に提出する。

（３） 推進責任者及び実施責任者は、運営戦略会議からの指示がない場合でも、自己点検・評価及び学内外の意見聴取に基づき、自ら改善が必要と判断した場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定し運営戦略会議に提出することができる。

（４） 運営戦略会議は、提出を受けた改善計画について検討を行い、当該改善計画の実施について指示を行う。

（５） 推進責任者及び実施責任者は、改善の方策の進捗状況及び結果について運営戦略会議に報告する。

（根拠資料 1-2-23、2-2-1～10）

基準２－３　内部質保証が有効に機能していること

［分析項目２－３－１］

自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること

また、内部質保証体制に基づく自己点検・評価や対応措置の実施などの手順について検証していること。

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

「内部質保証の実施に関するガイドライン」において、推進責任者及び実施責任者は、改善の方策の進捗状況を運営戦略会議に報告することとしており、実際に指示を出す際は進捗報告の期日を明記している。令和３年度に受審した大学機関別認証評価の過程で指摘された課題について、内部質保証体制において、根拠資料 2-3-1 のとおり対応を行った（※内部質保証体制は法人統合前のため現在の体制とは異なる）。なお、当該認証評価において、最終的な指摘事項は「実入学者数が入学定員を大幅に下回っている（大学院商学研究科現代商学専攻博士後期課程）」という点であったが、同専攻の入学定員は３名と小規模であり、実入学者数の１名の増減が入学定員充足率に大きく影響することから、教授会において認証評価結果を共有した上で、大学院の改組といった抜本的な改革の必要性を見極めるため、その後の実績を継続的にモニタリングする方針をとった。しかし、令和３年度の受審後、４年間（令和４年度～令和７年度）にわたり改善の兆候がみられなかった

ことから、令和８年度、大学院の改組も見据えた中長期的な対応策を検討するよう、内部質保証体制において指示を行った。これを受け、大学院の改組も含めた検討を行う専門部会を設置し、対応策の検討に着手したところである。

また、令和５年度にアントレプレナーシップ専攻が受審した経営系専門職大学院認証評価では、根拠資料 2-3-2 のとおり、改善計画の進捗報告がなされている。

令和３年度から令和４年度にかけて、大学改革推進室及び運営戦略会議において、法人統合による学内組織の改編や教職課程の自己点検・評価の必須化への対応を含め、内部質保証体制の総合的な見直しを行った。「内部質保証に関する方針」を改正し、「内部質保証の実施に関するガイドライン」を新たに策定して、質保証の取組のフロー、自己点検・評価の項目、対応組織を実態に即しつつ明確に定めた。

基準２－４　組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

［分析項目２－４－１］
教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること

［分析項目２－４－２］
教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること

［分析項目２－４－３］
評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること

［分析項目２－４－４］
授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）を組織的に実施していること

［分析項目２－４－５］
教育活動を展開するために必要な指導補助者等が、配置され適切に活用されていること

［分析項目２－４－６］
教育活動を展開するために必要な指導補助者等が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する

□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

＜採用・昇任＞

商学研究科アントレプレナーシップ専攻を除く本学教員の採用・昇任に当たっては、「小樽商科大学教員選考委員会規程」及び「小樽商科大学教員昇任人事規程」においてプロセスを定めている（根拠資料 2-4-1～2)。アントレプレナーシップ専攻については、専門職大学院であることから固有の人事委員会を設け、「小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻人事委員会規程」「小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程」に基づき、採用・昇任の人事を行っている（根拠資料 1-3-7 、2-4-3)。

採用・昇任の際の判断基準については、「小樽商科大学教員選考基準」及び「小樽商科大学教員選考基準細則」を、アントレプレナーシップ専攻教員においては「小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考規程」及び「小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教員選考基準」を定めている。教育研究能力等を審査する際の評価項目については、共通で「教員の採用人事及び昇任人事に係る教育研究業績の審査における申合せ」を設けている（根拠資料 2-4-4～7)。なお、アントレプレナーシップ専攻においては、教員の教育上の指導能力を確認するため、採用面接時には模擬講義を、昇任時には必要に応じて教員相互の授業参観を実施している。直近 5 年間の教員の採用・昇任の状況は根拠資料 2-4-8 のとおりである。

大学院担当教員については、「小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻担当教員の選考に関する内規」及び「小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻担当教員の資格審査に関する内規」を定めて資格審査を行っている（根拠資料 2-4-9～10)。

＜教員の評価＞

教員の教育活動、研究活動、組織運営、社会との関係の形成・社会貢献、行政や産業界との関わり等について適切に評価するため、「小樽商科大学教員業績評価規程」に基づき、「教員研究費の傾斜配分」「年俸制適用教員の業績」「昇給区分」「勤勉手当における勤務成績」において業績評価を実施している（根拠資料 2-4-11～16)。

教員研究費の傾斜配分制度では、教育・研究に関わるものとして「論文等（ケースを含む)」、「『学生論文賞』論文審査」、「科研費の申請・採択」「公募型研究経費の採択」、「寄附金の受入」、「入試広報・高大連携事業の担当」等を対象項目としている。直近の教員業績評価の実施状況・評価結果に基づく取組は根拠資料 2-4-17 のとおりである。

本学では、継続的な研究成果の創出のため、サバティカル研修制度（本学における職務の一部を免除し研究活動に専念するための制度）を整備しており、令和 3 年度から令和 7

年度末時点までで 30 名（R3：6 名、R4：7 名、R5：5 名、R6：6 名、R7：6 名）が同制度を利用した。令和 6 年度には、研究時間を確保する目的で、競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出するバイアウト制度を導入した（根拠資料 2-4-18～19)。

また、ライフイベントに対応した研究環境維持のため、北海道国立大学機構では育児休業、介護休業の制度を設けている（根拠資料 2-4-20～21)。

＜ファカルティ・ディベロップメント＞

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進するため、グローカル戦略推進センター教育支援部門の下に、学部教育開発専門部会（商学部を担当)、大学院教育開発専門部会（大学院商学研究科現代商学専攻を担当)、専門職大学院教育開発専門部会（大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻を担当）を置き、FD 活動に取り組んでいる（根拠資料 1-2-23)。また、アントレプレナーシップ専攻は、独自の「アントレプレナーシップ専攻教育評価ガイドライン」を策定し、教員自身の教授能力の改善及び専攻の教育の質の向上に役立てている（根拠資料 2-2-4)。これらの取組の成果は『ヘルメスの翼に - 小樽商科大学 FD 活動報告書』として刊行している（根拠資料 2-4-22)。

その他の FD については、令和 7 年度は下表のとおり実施した。

表 3　令和 7 年度 FD 活動

取組	主催	実施内容・方法	参加者数
ハラスメント防止研修	衛生委員会 ハラスメント相談室	他大学のハラスメント相談を担当する教員を外部講師として招き、大学で発生するアカデミックハラスメントの事例や加害者とならないための防止策について講演。	出席 66 名 オンライン 26 名
FD・SD ワークショップ	CGS 教育支援部門	学生の学修成果を客観的・多元的に可視化した学位証書補足資料（ディプロマ・サプリメント）の導入に伴うワークショップを実施。	21 人
FD 研修会（ｱﾝﾄﾚﾌﾟﾚﾅｰｼｯﾌﾟ専攻）	CGS 教育支援部門	授業改善アンケート集計結果の報告および OBS ビジョン・戦略・アクションプラン見直しに関しての意見交換（令和 2 年度から）を実施。	22 人 （11 人×2 回）

＜教育活動の補助＞

教務課・学生支援課（国際交流室、キャリア支援室、特別修学支援室)、情報総合センターの職員が、教務関係や厚生補導、教育活動の支援を担っている。図書館の業務に従事する職員は学術情報課に配置している。また、授業における教育補助者として、謝金によ

り学部学生を授業補助者として配置しており、令和 7 年度の配置実績は、4 科目 2 名であった。あわせて、優秀な学生をティーチングアシスタント（TA）として雇用しており、令和 7 年度の採用・配置実績は、5 科目・のべ 4 名（実数）であった（根拠資料 2-2-23～24）。

教育支援者、教育補助者等に対しては、担当する業務に応じた研修を実施して、各自の質の維持、向上を図っている。令和 7 年度、教務関係や厚生補導等を担う職員には「ハラスメント防止研修」、教育活動の支援や補助等を行う職員には「情報処理センター等担当者技術研究会」、図書館の業務に従事する職員には「富士通大学図書館ソリューションセミナー」等を実施したほか、TA には、専用のマニュアルを用いたガイダンスを行っている（根拠資料 2-2-25）。

領域 2 総括

【優れた点】

・内部質保証体制において収集した意見を、実際の教育等に反映している。［分析項目 2 － 2 － 3］

①多様性啓発セミナー「一から学ぶ LGBTQ+」を開催（根拠資料 2-A）

副学長に寄せられた学生の声を契機として、令和 4 年に多様性啓発セミナー「一から学ぶ LGBTQ+」を開催した。

②特殊講義Ⅳ（NZ アントレプレナーシップ・スタディツアー）の開講（根拠資料 2-B）

コロナ禍の影響等により休止となっていたアントレプレナーシップ専攻の「特殊講義Ⅰ（ノースウェスタン大学集中講義）」について、連携先教員や本学担当教員の退職により再開が困難となっていたが、修了生調査において旧科目の評価が高かったことを踏まえ、その後継科目を令和 7 年度から開講した。

③「データリテラシーの基礎」の新規開講（根拠資料 2-C）

アントレプレナーシップ専攻のアドバイザリーボードにおいて、データサイエンス関連科目の充実を求める意見が示されたことを受け、令和 7 年度にプレ科目として新たに開講した。

④「アカデミック・ライティングの基礎」の開講（根拠資料 2-D）

アントレプレナーシップ専攻から現代商学専攻博士後期課程へ進学した学生について、論文作成に必要な基礎的スキルの習得を支援する必要性が指摘されていたことから、その補完を目的として令和 7 年度にプレ科目として新たに開講した。

【改善を要する点】

・教育課程の質保証について、各教育課程の教務委員会及び CGS 教育支援部門において実施する体制となっているが、権限が分散しており、改善点に気が付きにくい、気が付

いても所掌が異なるがゆえに直接の改善指示を出しにくいなどの課題がある。教育の質保証を一元的に担う組織があることが望ましいと考えられる。［分析項目２－１－１］［分析項目２－１－２］

領域３　財務運営及び情報公表等に関する基準

基準３－１　財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

［分析項目３－１－１］
大学等の目的に照らして財務運営が行われていること

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

国立大学法人は、国立大学法人法第 35 条で準用する独立行政法人法通則法第 38 条（以下「準用通則法」）に基づき、毎事業年度に係る財務諸表等を作成し、当該事業年度終了後３月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けることとされている。令和４年度の法人統合以降、財務諸表の作成は北海道国立大学機構本部において行っており、機構ホームページにて公表している。（根拠資料 3-1-1～2）また、国立大学法人の会計監査人は、準用通則法第 38 条に基づき、各事業年度において財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施することとされており、法人にて作成後、監事及び会計監査人の監査を受け、経営協議会及び役員会の議を経て、文部科学大臣に提出し、承認を得ている。

財務に関する会計監査については、準用通則法第 40 条に基づき文部科学大臣に選任された会計監査人による監査のほか、定期的に監事による会計監査及び経営監査室による内部監査を実施している。

過去５年間の経常費用のうち、大学の教育研究活動に係る経費の状況は以下のとおりであり、安定的に教育研究へ支出をしていることから、基準を満たしているといえる。なお、経常損失はなく、過大な特別損失もない。

表４　経常費用（教育研究のみ抜粋）の状況（過去５年分）

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
教育経費	461,728	410,896	410,335	437,397	514,139
研究経費	96,489	100,062	114,240	116,800	147,242
教育研究支援経費	254,462	155,970	173,394	210,130	188,391
小計	812,679	666,928	697,969	764,327	849,772

基準３－２　大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であること

［分析項目３－２－１］
法令等の定めに従って、教育研究活動等に関する事項を公表していること
［分析項目３－２－２］
法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

＜情報公表の状況＞

本学の教育研究上の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動についての情報は、大学ホームページのほか、シラバス、履修の手引き、OUC ガイドブック（学園生活の手引き）、大学・大学院案内等に掲載し、教職員、学生及び社会に情報提供を行っている。

表５　情報公表の状況

公表を求める事項	公表状況
《学校教育法施行規則第 172 条の２》	
教育情報 □大学の目的 □学位授与方針、教育課程方針　学生受入方針 □教育研究上の基本組織 □教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 □入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 □授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 □学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 □校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 □授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること □大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	■ウェブサイト （URL：大学教育情報 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/education_info/） □その他 （大学概要、大学案内）
《独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条》 《その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令》	

財務諸表等	■ウェブサイト R3 まで（法人統合前） URL：組織・業務・財務に関する情報 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/organization_info/ R4 以降 URL：情報公開　財務諸表 https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/finance.php ■その他 （財務レポート）
《学校教育法第 109 条第 1 項》	
自己点検・評価の結果	■ウェブサイト （URL：自己点検・評価及び外部評価 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/inspection/outside_evaluation/） □その他
《H15 文科省告示第 53 号第 3 条第 2 項》	
法科大学院の未修者又は実務経験者の割合が 2 割に満たない場合には入学者選抜の実施状況	※該当なし □ウェブサイト （URL：　　） □その他
《教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 》	
認定課程を有する大学は、教員の養成の状況 □教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること □教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること □教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること □卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること □卒業生の教員への就職の状況に関すること □教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	■ウェブサイト （URL：教員養成の状況 https://www.otaru-uc.ac.jp/summary/teacher_course/） □その他

＜法令遵守及び危機管理＞

事業者としての大学に課される法令遵守事項への対応体制の整備状況は以下のとおりである。（根拠資料 3-2-1～18）

表 6　法令遵守事項一覧

遵守すべき義務	関連規程	責任部署
情報公開	北海道国立大学機構における情報公開に関する取扱規程 北海道国立大学機構情報公開取扱規程実施細則 北海道国立大学機構法人文書管理規程 北海道国立大学機構情報公開・個人情報保護審査委員会規程	・事務局総務課
個人情報保護	北海道国立大学機構保有個人情報管理規程 北海道国立大学機構保有個人情報の開示等取扱規程 北海道国立大学機構における保有個人情報の開示等の決定に係る審査基準 北海道国立大学機構保有個人情報の開示等取扱規程実施細則	・事務局総務課

	北海道国立大学機構個人番号及び特定個人情報保護規程 北海道国立大学機構情報公開・個人情報保護審査委員会規程	
公益通報者保護	北海道国立大学機構公益通報者保護規程	・事務局総務課
ハラスメント防止	北海道国立大学機構ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程 小樽商科大学ハラスメント相談室運用要項	・ハラスメント等対策委員会
安全保障輸出管理	北海道国立大学機構安全保障輸出管理規程 小樽商科大学安全保障輸出管理規程	・安全保障輸出管理委員会
生命倫理	研究支援部門研究倫理審査専門部会に関する要項 北海道国立大学機構遺伝子組換え実験等安全管理規程 小樽商科大学遺伝子組換え実験等安全管理規程	・遺伝子組換え実験等安全管理委員会
動物実験	北海道国立大学機構動物実験等に関する規程 小樽商科大学動物実験に関する規程	・動物実験委員会

また、危機管理体制については、以下のとおり整備している。（根拠資料 1-2-20、3-2-19～25）

表７　危機管理体制等一覧

	規程等整備状況	責任部署
危機管理	北海道国立大学機構危機管理規程	・危機管理委員会
防火・防災	北海道国立大学機構防災規程 小樽商科大学防災管理細則	・施設管理委員会
安全衛生	北海道国立大学機構職員安全衛生管理規程 北海道国立大学機構安全衛生統括委員会規程 北海道国立大学機構安全衛生委員会規程	・安全衛生統括委員会
情報セキュリティ	小樽商科大学情報セキュリティ規程	・情報セキュリティ委員会
研究費等不正使用、研究活動に係る不正防止	北海道国立大学機構における研究活動の不正行為防止に関する規程	・事務局総務課

発生することが予想される様々な事象に伴う危機に組織的に迅速かつ的確に対処するため、北海道国立大学機構として危機管理規程を定めている。危機管理委員会の委員長は理事長とし、機構全体の危機管理に係る基本方針に関する事項、マニュアル策定、研修等の業務を行っている。また、北海道国立大学機構危機管理規程に基づいて、令和８年度中に機構本部及び機構が設置する大学の危機管理規程を制定し、当該規程に基づいて機構本部及び大学に、危機管理に係る基本方針に関する事項、マニュアル策定、研修等の業務を行う危機管理組織を設置する。学長は当該組織の長を務め、本学の危機管理を指揮するとともに、本学における危機管理に関する事項について危機管理委員会に報告等を行う。

情報セキュリティに関しては、情報セキュリティ監査を毎年度実施し、学内の事務系基幹システムについて担当者とのヒアリング、システム環境の確認等を実施した。

科学研究費助成事業等外部資金の不正使用防止体制については、「北海道国立大学機構における研究活動に係る行動規範」を制定し、外部資金の執行における遵守事項を定めるとともに、「北海道国立大学機構における研究活動の不正行為防止に関する規程」により管理責任体制を明確に定めている。また、全教職員に「コンプライアンス研修」の受講と誓約書の提出を義務付け、外部資金の適正な執行に努めているほか、学生時から研究倫理

の意識を高め、不正防止に努めるため、大学院生対象の研究倫理研修等を実施している。あわせて、内部監査による事後的なチェックを定期的に行っている。

また、令和６年度から、研究者としての基本的責任や研究活動に対する姿勢等、研究者に求められる倫理規範を修得し、研究者倫理を向上させるとともに、研究活動を進めるうえで遵守すべき作法に関する知識・技術を習得することで、研究活動における不正行為を未然に防止して、公正な研究活動を推進することを目的として、外部講師を招いた研究不正防止講演会を開催している。令和７年度は、教員、研究員、大学院生合わせて 86 名の参加があり、後日オンデマンドでの配信も行った。

領域３総括

【優れた点】

本学が令和 10 年度に予定している商学部の改組では、外部非常勤講師に依存しないカリキュラム構成や、講義室等施設の集約化等、財務運営の改善も目的のひとつとして検討を進めている。［分析項目３－１－１］

【改善を要する点】

特になし

領域４　施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準４－１　教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

［分析項目４－１－１］
教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること
［分析項目４－１－２］【該当なし】
~~法令が定める附属施設、実習施設等が設置されていること~~
［分析項目４－１－３］
施設・設備における安全性について、配慮していること
［分析項目４－１－４］
教育研究活動を展開する上で必要な情報環境を整備し、それが有効に活用されていること
［分析項目４－１－５］
大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること
［分析項目４－１－６］
自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

＜施設・設備の状況＞

本学のメインキャンパスは、下表のとおり大学設置基準に規定されている校地、校舎、運動場等を備えており、職員宿舎敷地を除く全体の校地面積は、令和８年５月１日現在 179,394 ㎡、校舎面積は 40,250 ㎡である。

タブレット等 ICT 機器を活用してアクティブラーニングを実施するアクティブラーニング教室、動画収録・編集や双方向通信授業を可能とするブレンデッドラーニング教室を整備しているほか、ゼミ教育の充実のため、すべてのゼミに専用のゼミ室を配置し、自然科学、生物学、化学、心理学といった分野では実験室を備えている。なお、実験室そばには緊急シャワーを設置している。

また、大学院における授業（現代商学専攻、アントレプレナーシップ専攻）及び産学官連携事業のため、札幌サテライトを設置して講義室３室、会議室及び自習コーナーを開設している。札幌サテライトはJR札幌駅に隣接し、利用可能時間は平日９時30分～22時（休業期間中は９時30分～20時）（土曜日９時～18時）と、社会人学生が勤務後や休日に利用できる環境を整えている。また、授業のない時間は産学官連携事業や就職支援事業等の本学が実施する事業、大学院生の勉強会、教員が主催する研究会、学外貸出等にも利用されている。

研究環境は、１号館及び４号館の一部を研究棟とし、教員１名に対して１研究室が割り当てられているほか、共通複写室、情報総合センターの教員利用室といった共同利用施設・設備を備えている。

区分 Classification	土地 Land Area	建物 Building		備考 Note
		建面積 Building Area	延面積 Total Floor Area	
	㎡	㎡	㎡	
事務棟 Administration Buildings	121,672	1,068	2,059	
教員研究棟 Professors' Offices		1,101	3,647	
講義室棟 Lecture Rooms		4,794	16,031	
保健管理センター Health Services Center		104	211	
情報総合センター Information and Communications Technology Center		307	581	
附属図書館 University Library		1,242	4,176	
大学会館 University Hall		1,246	2,256	
体育館 Physical Training Facilities		2,974	3,326	
課外活動施設 Extra Curricular Activities Facilities		2,179	3,063	合宿研修施設・サークル共用施設・弓道場・ボート艇庫等 Study Camp, Student Activity Building, Kyudo Gymnasium, Boat House
学生寮 Dormitory		620	2,479	
国際交流会館 International House		490	1,145	
その他,附属施設 Other Facilities		1,049	1,167	
職員宿舎 Faculty and Staff Residences	6,064	934	2,690	
屋外運動場 Athletic Grounds	57,722	221	221	
合計 Total	185,458	18,329	43,052	

土地建物の状況（令和８年５月１日現在）

＜情報環境の整備＞

情報総合センターは、学内共同利用施設として、学内における教育・研究に資する計算機環境を提供している。センター内の設備として、パソコン（学生用：第１実習室86台、第２実習室８台、第３実習室40台、第４実習室23台、教員利用室：３台）、プリンタ

ー、スキャナー等が配備されている。本学の学内ネットワークは、教員研究室をはじめ、ゼミ室、附属図書館その他学内全域から、センターのサーバーマシンを利用することができる。また、学籍情報の管理、シラバスの参照、履修管理及び成績評価等を行うための学務情報システムを運用するとともに、学生への情報発信、授業における講義資料の配布やリアルタイムアンケートの実施等に活用する学修管理システム（LMS）を整備し、教育活動及び学生の学修支援に活用している。

本学における情報システムのセキュリティ管理及びメンテナンスについては、「小樽商科大学情報セキュリティ規程」に基づき、対策を行っている（根拠資料 1-2-20 、4-1-1)。

＜安全性への配慮＞

構内の安全管理については、事故及び事件等の防止を目的として、正門をはじめ、各教育研究施設、図書館、情報総合センター、輝光寮、国際交流会館、体育館、大学会館及び課外活動施設に防犯カメラを設置し、監視体制の強化を図るとともに、土砂災害、落雪危険箇所、台風等豪雨時の注意区域・危険箇所を示したハザードマップを公開している。

耐震化、バリアフリー化、老朽化対策等をはじめとした本学の施設マネジメントは、「キャンパスマスタープラン」「インフラ長寿命化計画」を策定し、これらに基づき工事等を計画的に行っている。校舎等の耐震化は平成 27 年度に実施した事務棟耐震補強工事ですべて終了し、引き続きユニバーサルデザイン対応を意識したバリアフリー対策、老朽化対応を進めている。バリアフリーの状況はバリアフリーマップを作成し大学ホームページにおいて公開している（根拠資料 4-1-2～５)。

札幌サテライトは借用建物のため、建物全体の消防計画に基づき消防計画を策定し、防火施設・設備の自主点検等を行うとともに、ビルで行う自衛消防訓練に参加している。

表８　校舎等の耐震対応

建　　物		Is 値	対　応	備　　考
１号館		0.73	耐震改修済み	増築部分：新耐震基準建物
２号館				新耐震基準建物
３号館	東側	0.71	耐震改修済み	
	西側	0.87		耐震性あり
４号館		0.79	耐震改修済み	
５号館				新耐震基準建物
附属図書館		0.71	耐震改修済み	増築部分：新耐震基準建物
大学会館				新耐震基準建物
保健管理センター		1.14		耐震性あり
事務棟		0.72	耐震改修済み	
体育館				新耐震基準建物
合宿研修所				新耐震基準建物
サークル共用施設				新耐震基準建物
国際交流会館				新耐震基準建物
学生寮				新耐震基準建物

表９　施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況

事項	キャンパス	整備状況	備考（整備不十分の場合の対応状況等）
耐震化	小樽本校	耐震化率 100%	
耐震化	札幌サテライト	－	（借用建物）
老朽化への対応	小樽本校	キャンパスマスタープラン等にて計画	
バリアフリー化	小樽本校	５号館	・エレベーター新設、玄関スロープの増設
老朽化への対応	小樽本校	附属図書館	建物外壁と窓、ライフライン（冷暖房、水道、トイレ、照明等）の更新
老朽化への対応	札幌サテライト	－	（借用建物）
バリアフリー化	小樽本校	キャンパスマスタープラン等にて計画	
バリアフリー化	小樽本校	附属図書館	エレベーター新設、専用玄関・駐車場の増設
バリアフリー化	札幌サテライト	－	（借用建物）
老朽化への対応	小樽本校	３号館	・建物外壁、ライフライン（冷暖房、上下水道、トイレ、照明等）の更新 ・エレベーターの更新
老朽化への対応	小樽本校	４号館	・建物外壁、ライフライン（冷暖房、上下水道、トイレ、照明等）の更新
バリアフリー化	小樽本校	４号館	・エレベーター新設、玄関スロープの増設
老朽化への対応	小樽本校	情報総合センター	・建物外壁、ライフライン（冷暖房、上下水道、トイレ、照明等）の更新
老朽化への対応	小樽本校	１号館	・建物外壁、ライフライン（冷暖房、上下水道、トイレ、照明等）の更新

表 10　安全・防犯面の配慮の状況

事項	キャンパス	配慮の状況
外灯の設置	小樽本校	夜間防犯を考慮した場所に設置。
防犯カメラの設置	小樽本校	正門をはじめ、各教育研究施設、図書館、情報総合センター、輝光寮、国際交流会館、体育館、大学会館及び課外活動施設に設置し、監視体制を強化。
危険箇所の周知	小樽本校	災害時警戒区域、落雪危険個所等のハザードマップ表示。
ロードヒーティングの設置	小樽本校	冬季間の歩行者安全確保のため、バス待合所からキャンパスの主要な建物の３号館、図書館大学会館などへの歩行経路にロードヒーティングを増設。

＜附属図書館＞

附属図書館の学術資料の整備状況について、附属図書館の蔵書数、利用状況は下表のとおりである。

蔵書 Collection of Books　（令和7年3月31日現在）（As of Mar. 31, 2025）

区　分 Classification	所蔵図書冊数 Collection of Books	所蔵雑誌種類数 Periodicals	令和6年度受入 Accessions〔2024〕	
			図書 Books	雑誌 Periodicals
和　書 Japanese & Chinese	322,621冊 Vols.	8,447種 Titles	3,308冊 Vols.	606種 Titles
洋　書 Foreign	174,208冊 Vols.	3,543種 Titles	1,054冊 Vols.	80種 Titles
合　計 Total	496,829冊 Vols.	11,990種 Titles	4,362冊 Vols.	686種 Titles

サービス Services

年　度 Year	開館日数 Days open	入館者数 Total visitors	館外貸出 The number of books loaned							
			教職員 Staffs		学　生 Students		学外者 Others		合計 Total	
			人数 Staffs	冊数 Vols.	人数 Students	冊数 Vols.	人数 Others	冊数 Vols.	人数 Total	冊数 Vols.
令和4年度(2022)	※344日	67,461	1,515	3,894	3,819	6,261	7	9	5,341	10,164
令和5年度(2023)	346日	104,052	1,522	3,335	4,765	7,033	106	187	6,393	10,555
令和6年度(2024)	341日	113,143	1,695	4,020	3,941	5,968	154	316	5,790	10,304

※令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策により通年時間短縮の上で開館。　*In 2022, the library opening hours were shortened due to COVID-19.

このほか、視聴覚資料（マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、カセットテープ、ビデオテープ、CD・LD・DVD・BD、レコード 等）は約 700 タイトルを有し、電子ジャーナルは、ScienceDirect、Springer Nature Link、情報処理学会電子図書館、電子情報通信学会論文誌、EBSCO Business Source Elite の 5 種類のパッケージ（約 6,100 種のタイトル）、データベースは、JSTOR、NBER Working Papers Online、Westlaw Japan、Westlaw NEXT、eol、北海道新聞データベース、官報情報検索サービス、日経テレコン 21 の 8 種類を契約している。これら学術資料は、附属図書館と学科等（専門 4 学科、一般教育系、言語センター）及びアントレプレナーシップ専攻の選書により整備している。全学共通の学術資料は附属図書館運営委員会が、学生用図書は学科選定、職員選定、学生リクエストの 3 つの方式により選定している。

また、機関リポジトリ「小樽商科大学学術成果コレクション（Barrel）」のコンテンツ数は令和 8 年 3 月 31 日現在で学術雑誌論文、紀要論文、研究報告書等 5,365 件を越え、令和 7 年度の利用状況は、閲覧回数 792,098 件、ダウンロード数 9,912,120 件となっている。附属図書館の蔵書検索（OPAC）はインターネットで公開しており学外からも検索でき、各種データベースも所定の手続きを取れば学外からアクセスすることができる。附属図書館に所蔵していない図書や雑誌については、全国大学図書館との図書相互貸借や文献複写等のサービスで対応している。図書の検索・貸借は、札幌サテライトにおいても可能である。

＜自主的学習環境＞

学生が自主的学習を行う環境として、附属図書館のオープン学習スペース・プライベート学習スペース、グループ学習室をはじめ、情報総合センターの実習室は講義のない時間帯は備付 PC を利用した自習に利用できる。ゼミ室は、全てのゼミに 1 室ずつ用意されているため、ゼミ履修生（3 ・ 4 年生）はいつでも自由に利用することができる。大学院生のための自習室は小樽本校と札幌サテライトに 1 室ずつ用意しており、プリンター等を備えている。

あわせて、グローカル戦略推進センター関連の特色ある施設として、多様な国際的バックグラウンドを持つ学生が自由に集い、異文化理解を深めるための多様な学びの拠点となる「グローカルラウンジⅠ」、セミオープンスペースにおいて、少人数によるグループワークなどを行うスペースとして活用している「グローカルラウンジⅡ」、学部レベルでの起業家教育を行うため、起業を目指す学生の活動の場として「学生起業サポートルーム」といった環境を整備している。

基準４－２　学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

［分析項目４－２－１］
学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること
［分析項目４－２－２］
学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること
［分析項目４－２－３］
留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること
［分析項目４－２－４］
障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること
［分析項目４－２－５］
学生に対する経済面での援助を行っていること

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

＜相談・助言体制＞

本学では、以下のとおり学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・指導体制を整備している。各種支援制度は、大学ホームページをはじめ、入学時に配布する「OUC ガイドブック」に掲載し、オリエンテーションで案内しているほか、ポスターを作成して掲示板に掲示するなど、周知を図っている。（根拠資料 1-2-10、1-2-16～17、4-2-1～2）

① 生活支援等に関する総合的相談

・学生何でも相談室

配置人員：カウンセラー３名

支援の内容：学生相談の総合的対応、学生相談に係る学内外の関連組織と連携

相談件数（R7）：41 件　※

※総合的な相談として、②以降の具体的な支援・相談に区分されない件数を計上している

大学生活を送るうえでの困りごとや心の悩みはもちろん、悩みをどこに相談すべきかわからないときなど、幅広く学生の相談窓口となっている。「学生何でも相談室」で受け付けた相談のうち、より具体的な支援が必要な悩み事に対しては、以下の専門組織に取り次ぐことがある。

② 身体的健康に係る支援・相談

・学生何でも相談室

支援の内容：学生相談対応、学生相談に係る学内外の関連組織と連携

相談件数（R7）：０件

・保健管理センター、同 特別修学支援室

配置人員：４名（所長（医師）、専任教員、看護師、保健師）

３名（室長、事務補佐員２名）

支援の内容：身体的な悩みに係る相談、ケガや病気に係る相談

相談件数（R7）：43 件（保健管理センター19 件、特別修学支援室 24 件）

③ 精神的健康に係る支援・相談

・学生何でも相談室

支援の内容：学生相談対応、学生相談に係る学内外の関連組織と連携

相談件数（R7）：81 件

・保健管理センター、同 特別修学支援室

支援の内容：精神的な悩みに係る相談、病院等の紹介

相談件数（R7）：108 件（保健管理センター46 件、特別修学支援室 62 件）

心身の健康面では保健管理センター、うち障がい等が理由で特別な支援を要する学生は特別修学支援室にて対応している。

④ 就職・進路に関する支援・相談

・キャリア支援センター

配置人員：就職相談員４名（男性３名、女性１名）、職員３名（室長、事務職員２名）

支援の内容：就職相談
相談件数（R7）：293 件

⑤ 各種ハラスメントに係る相談

・ハラスメント相談室
配置人員：相談員 6 名
支援の内容：ハラスメントに関する相談及び苦情の申立てに対応
相談件数（R7）：4 件

直接の相談に加え、上記の各種相談体制で受け付けた内容で、ハラスメントが疑われる場合は、当室に取り次がれる体制としている。ハラスメントに対しては、北海道国立大学機構ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程及びガイドラインを制定し、その発生防止に努めるとともに、発生時の対応を明示している（根拠資料 1-2-12、3-2-11、4-2-3)。

＜課外活動の支援＞

本学の課外活動団体数は令和 8 年 3 月末現在 74 団体であり、その活動に対して下表のとおり支援を行っている。

表 11　課外活動に係る支援状況一覧

分類	内　容
課外活動施設・設備	体育館（第 1 体育館・第 2 体育館）
	武道場
	弓道場
	グラウンド　2 面
	テニスコート（3 面）
	大学会館
	サークル共用施設　18 部屋
	合宿研修施設　5 部屋
	北海道大学小樽商科大学祝津ヨット艇庫　8 部屋（北大との共同艇庫）
	北海道大学小樽商科大学茨戸ボート艇庫　11 部屋（北大との共同艇庫）
運営資金	大学としての運営資金の支給はなし
備品貸与	ビデオカメラ、デジタルカメラ、カメラ用三脚、マイクスピーカー 拡声器、延長ドラムコード、プロジェクター、スクリーン マイクスタンド、商大くん着ぐるみ一式、小樽商科大学のぼり、テント パイプ椅子、長机、LED ライト、スコップ、除雪ダンプ

入学時のオリエンテーションにおいて、サークルの紹介、勧誘を支援するために「サークル・オリエンテーション」を設けている。

学生の活動が円滑に行われるように、年２回（前期・後期)、昼間部学生自治会、夜間主学生自治会、体育会、音楽文化団体連合会、緑丘祭実行委員会、ゼミナール協議会、生協学生委員会の各代表者と、教育担当副学長、学生支援課の懇談を設け、学生からの要望を聞き、大学からの要望を伝えるなど意思疎通を図ることで、課外活動におけるリスクの予防・管理を行っている。また、毎年各サークル団体にサークル活動に関する物品購入及び施設整備等の要望を募り、課外活動施設の修理及び整備、道具の買い換え、救助艇の更新等を行っている。大学として運営資金の支給は行っていないが、優れた成績を修めた団体及び個人に対し、遠征費の補助をするなど経済的支援を行うなどして活動を支援している（課外活動遠征補助金)。(根拠資料 4-2-4)

なお、課外活動における飲酒リスクに対して、学生サークルのリーダーを集めた「リーダーズ・アッセンブリー」を開催し、アルコールパッチテストを行い、自身の体質を理解した上で、過剰な飲酒の危険性と飲酒事故防止についての有識者による講演会を実施し、学生への飲酒に関する指導強化・理解促進を行っている。このほか、学内を全面禁酒にするとともに、OUC ガイドブックへの注意事項の掲載、新入生オリエンテーションでの指導、正課科目における医師による講義の実施、学生団体連絡会での指導、全サークル加入者の未成年者を対象とした指導、新入生に対して誓約書の提出を求めるなどの取組を実施し、飲酒事故防止に努めている。

＜留学生への支援＞

受入れ留学生の支援としてチューター制度を実施している。チューターとして登録した本学学生（日本人）が、外国人留学生の学修や日常生活の援助を行うもので、毎年 30 名程度（登録学生数は 60 名程度）がチューターとして活動している。支援内容は小樽駅への出迎えと日本で学生生活を開始するにあたっての諸手続きの補助に始まり、日常生活や日本語上達のサポートに至るまで、マンツーマンで手厚く支援している。(根拠資料 4-2-5)

また、入学時には新留学生オリエンテーションを実施しており、留学生ガイドブックを配布してスムーズに修学を開始できるよう支援している。

留学生の卒業（修了）後の状況については、日本人学生と同じく、キャリア支援室において調査を実施し、進路を把握しているほか、卒業後３年・10 年経過後のアンケート調査の対象となっている。なお、短期留学プログラム生（１年間：大学間協定に基づく提携大学との単位互換制度）については、帰国を前提としている。

＜障がいのある学生への支援＞

平成 28 年４月から、障がい（身体障がい、発達障がい、精神障がい、病弱・虚弱等）のある学生の学ぶ権利を保障することを目的として、保健管理センターに特別修学支援室

を設置している。特別修学支援室には専従の教員及び職員を配置し、障がいの内容を踏まえて必要な配慮を検討し、教員や学内外の各部署と連携しながら、学生の生活面・学習面でのサポートを行っている。相談は入学前も可能とし、障がいの内容と学生の成長を踏まえながら各部署と協議の上支援内容を決定し、日常的な面談や学期終了後の面談においてその内容を点検・評価し、改善につなげている。

＜経済的支援＞

奨学金制度については、日本学生支援機構の給付型奨学金と本学の入学料免除、授業料免除が一体となった高等教育の修学支援新制度のほか、日本学生支援機構奨学金（貸与型)、民間・地方公共団体の奨学金がある。

また、令和７年度から多子世帯に対する授業料等無償化が開始し、高等教育の修学支援制度が拡充した。経済支援制度の情報は、新入生オリエンテーションにおいて説明するとともに、大学ホームページ、LMS、OUC ガイドブックにより周知している。

このほか、寄附金「小樽商科大学修学支援基金」を原資とした①給付型奨学金事業、②授業料免除特別枠事業、③学内スチューデント・アシスタント事業、④「輝光寮」寮費免除事業がある。また、同窓会の支援により、派遣留学生への奨学金の給付等の経済的支援を行っている。(根拠資料 4-2-6～11)

令和7年度奨学生数
Scholarship Students (Academic Year 2025)

独立行政法人 日本学生支援機構 Japan Student Services Organization	学　生　総　数 Total Enrollment	学生総数に対する比率 Ratio of grantees to total enrollment
906	2,243	40.4%

令和7年度奨学生数
Scholarship Students (Academic Year 2025)

独立行政法人 日本学生支援機構 Japan Student Services Organization	学　生　総　数 Total Enrollment	学生総数に対する比率 Ratio of grantees to the total enrollment
0	100	0%

表 12　経済的支援の整備状況、利用実績一覧

支援の内容	担当する組織名称	根拠規定	支援の実績	財源
大学独自の給付金事業	学生支援課	小樽商科大学修学支援基金規程 物価高に対する食の支援事業事務取扱要領	15,000 円×117 人 13,000 円×6 人 計 2,002,000 円 ※内 100 万円は、日本学生支援機構助成金から支援	寄付金
大学独自の奨学金制度（留学生）休止中	国際交流室	小樽商科大学留学生支援寄附金運用要項		寄附金
入学料の免除	学生支援課	小樽商科大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則	149 人 計 34,874,000 円	補助金

			1 人 計 282,000 円	運営費 交付金
授業料の免除	学生支援課	小樽商科大学授業料免除及び徴収猶予取扱規則 授業料免除特別枠事業実施要項	515 人 計 221,837,000 円	補助金
			16 人 計 3,482,700 円	運営費 交付金
			16 人 計 1,250,200 円	寄付金
寄宿舎の整備	学生支援課	小樽商科大学学生寮管理運営規程	1 人部屋 1 ユニット 9 室×9 ユニット 81 名 4 人部屋 1 ユニット 3 室×1 ユニット 12 名 計 93 名	
寄宿舎の整備 （留学生）	国際交流室	小樽商科大学国際交流会館規程	単身室 38 室　38 名 夫婦室 3 室　6 名 計 44 名	

本学の学生寮「輝光寮」は、1 人部屋 81 室（月 20,500 円）、4 人部屋 3 室（月 15,500 円）、定員は 93 人（男子（1 ～ 3 階）57 人、女子（4 ～ 5 階）36 人）であり、令和 7 年度の入居率は 73%である。国際交流会館は、協定を締結した大学等からの留学生及び外国人研究者のための寄宿舎であり、単身室 38 室（月 12,800 円）、夫婦室 3 室（月 25,800 円）の計 41 室を提供している。国際交流会館には交換留学生のほか、国費及び私費留学生も入居することができる。（根拠資料 4-2-12～14）

領域 4 総括

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

特になし

領域５　学生の受入に関する基準

基準５－１　学生受入方針が明確に定められていること

［分析項目５－１－１］
学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
☐B：基準を満たしているが課題が残る
☐C：基準を満たさないと判断する

根拠資料 5-1-1 のとおり、本学の教育目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針を定めたアドミッション・ポリシーを学部、大学院においてそれぞれ定めている。

基準５－２　学生の受入が適切に実施されていること

［分析項目５－２－１］
学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること
［分析項目５－２－２］
学生受入方針に沿った入学者選抜、及び学生の受入状況を検証するための取組を行っていること

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
☐B：基準を満たしているが課題が残る
☐C：基準を満たさないと判断する

＜入学者選抜の実施＞

アドミッション・ポリシーに沿って、それぞれ以下のとおり入学者選抜を実施している。

商学部・昼間コース

● 昼間コース

一般選抜前期日程

定員	大学入学共通テストなど					合計点
	各枠共通	外国語（200点）	数①②（200点）	国語（200点）	地歴公民理科情報（100点×3科目）※	
英語重視枠 230名						900点
数学重視枠 50名						

＋

個別テストなど				合計点
英語重視枠	英語（200点）	数学（200点）	国語（200点）	500点
	英語重視枠は英語を200点で固定 数学、国語のうち得点の低い教科を 100点満点に換算			
数学重視枠	数学（200点）	英語（200点）	国語（200点）	
	数学重視枠は数学を200点で固定 英語、国語のうち得点の低い教科を 100点満点に換算			

●留意事項
枠を問わず一括で募集する。初めに、数学重視枠の配点で上位50名の合格者を決定し、これに含まれなかった受験者から英語重視枠の配点を用いて残りの合格者を決定する。
※地歴公民及び理科はそれぞれ1科目以上受験必須、情報は選択可能。4科目以上受験した場合は、得点の高い3科目を採用。

一般選抜後期日程

定員	大学入学共通テストなど				合計点
70名	外国語（200点）	数①②（200点）	国語（200点）	地歴公民理科情報（100点×3科目）※	900点

＋

個別テストなど		合計点
調査書	志願者本人が記載する資料	50点
ただし、調査書及び志願者本人が記載する資料の結果は、合否ラインに同点で並んだ志願者の合否判定に用いる 個別テストは課さない		

●留意事項 ※地歴公民及び理科はそれぞれ1科目以上受験必須、情報は選択可能。4科目以上受験した場合は、得点の高い3科目を採用。

学校推薦型選抜

定員	大学入学共通テストなど			合計点
一般枠 85名	英語（200点）	数①②（200点）	国語（200点）	200点
	最も高い1教科のみ採用			
専門学科総合学科枠 10名	英語（200点）	数①②又は数①情報（200点）	国語（200点）	
	最も高い1教科（2教科）のみ採用			

＋

個別テストなど			合計点
各枠共通	調査書 推薦書	自己推薦書	総合評価
	個別テストは課さない		

●留意事項
各枠で募集する。
【共通の出願条件】①学習成績の状況4.0以上　②学習成績の状況3.8以上4.0未満かつ国語、数学、外国語のいずれかの学習成績の状況が4.3以上
①又は②で、かつ高校又は中等教育学校を2027年3月卒業見込み
【専門・総合枠の出願条件】上記に加え、商業・工業高校を卒業または所定の単位修得の者
同一高校からの推薦は2枠合計で4名以内（専門学科・総合学科枠は2名以内）

グローカル総合入試

定員	第一次選抜					合計点
	各枠共通	民間の英語試験のスコア	調査書	学修計画書	志望理由書	総合評価
一般枠 15名						
理系枠 5名						

➡

第二次選抜		合計点
各枠共通	英語によるグループディスカッション 英語を主体とした個別の口頭試問	総合評価
	個別テストは課さない	

●留意事項
各枠で募集する。
【共通の出願条件】高校又は中等教育学校を2027年3月卒業見込み
【一般枠の出願条件】民間の英語試験を受験し、一定のスコア以上であること（CEFRにおいてはB1：英検2級相当以上）
【理系枠の出願条件】民間の英語試験を受験し、かつ数学Ⅲを履修または履修中であること。
一般枠には帰国子女、私費外国人留学生を含む（若干名）

商学部・夜間主コース

● 夜間主コース

一般選抜前期日程

定員	大学入学共通テストなど			合計点		個別テストなど	合計点
20名	外国語（200点）	数①②又は数①情報（200点）	国語（200点）	600点	＋	英語（200点）	200点

学校推薦型選抜

定員	大学入学共通テストなど	合計点	個別テストなど		合計点
20名	大学入学共通テストは課さない	－	小論文	面接	総合評価
			調査書 推薦書	自己推薦書	

●留意事項

【出願条件】①学習成績の状況4.0以上　②学習成績の状況3.8以上4.0未満かつ国語、数学、外国語のいずれかの学習成績の状況が4.3以上
①又は②で、かつ高校又は中等教育学校を2027年3月卒業見込み
同一高校からの推薦は3名以内

社会人入試

定員	大学入学共通テストなど	合計点	個別テストなど		合計点
10名	大学入学共通テストは課さない	－	小論文	調査書	総合評価
			面接	志望理由書	

大学院現代商学専攻　博士前期課程

2026 年度入学試験の概要

選抜区分、募集人員等

選抜区分	選抜方法※	募集人数
一般入試	学力検査 2 科目・面接試験	前期・後期合計 10 名
特別入試〔注 1〕	面接試験・書類審査	
社会人特別入試〔注 2〕	学力検査 2 科目・面接試験・書類審査	
外国人留学生特別入試	学力検査 1 科目・面接試験	

〔注 1〕本学の成績優秀者を対象とした入試です。出願資格については募集要項を参照してください。
〔注 2〕英語に関する専修免許状取得を目的とした社会人を対象に、国際商学コースのみにおいて実施します。
※学力検査において外国語科目「英語」を選択した場合は、原則として TOEFL 又は TOEIC のスコアを提出しなければなりません。詳細については募集要項を参照してください。

博士後期課程

入試日程

一般入試・社会人入試（2025 年 10 月入学（再入学を含む））※募集人数：若干名

出願期間	2025年6月3日（火）～6月17日（火）
実施日（口述試験・面接試験）	2025年7月26日（土）
合格発表	2025年9月4日（木）

一般入試・社会人入試（2026 年 4 月入学）※募集人数：3 名

出願期間	2025年11月25日（火）～12月8日（月）
実施日（口述試験・面接試験）	2026年2月1日（日）
合格発表	2026年2月6日（金）

進学者選考（本学博士前期課程博士後期進学類修了予定者のみ対象）

アントレプレナーシップ専攻

入試区分		出願資格	試験区分	出願期間	学力検査等実施日		合格発表日	入学定員（募集人員）
					筆記試験又は小論文	面試験又は口述試験		
一般入試		大学を卒業した者、又はそれに準ずる者	前期	2025年8月18日(月)～8月26日(火)	2025年9月21日(日) 10:00～	2025年9月21日(日) 13:00～	2025年10月9日(木) 10:00	計35名 うち、組織推薦の募集人員は最大10名程度とする。
			後期	2025年11月25日(火)～2025年12月8日(月)	2026年2月1日(日) 10:00～	2026年2月1日(日) 13:00～	2026年2月6日(金) 17:00	
社会人入試		大学を卒業した者、又はそれに準ずる者で2年以上の実務経験者	前期	2025年8月18日(月)～8月26日(火)	2025年9月21日(日) 10:00～	2025年9月21日(日) 13:00～	2025年10月9日(木) 10:00	
			後期	2025年11月25日(火)～2025年12月8日(月)	2026年2月1日(日) 10:00～	2026年2月1日(日) 13:00～	2026年2月6日(金) 17:00	
組織推薦	随時入試	大学を卒業した者、又はそれに準ずる者で現組織に継続して3年以上勤務している者	随時	2025年6月2日(月)～11月21日(金)	―――	随時実施	随時実施	
	指定日入試		指定日	2025年11月25日(火)～2025年12月8日(月)	―――	2026年2月1日(日) 13:00～	2026年2月6日(金) 17:00	

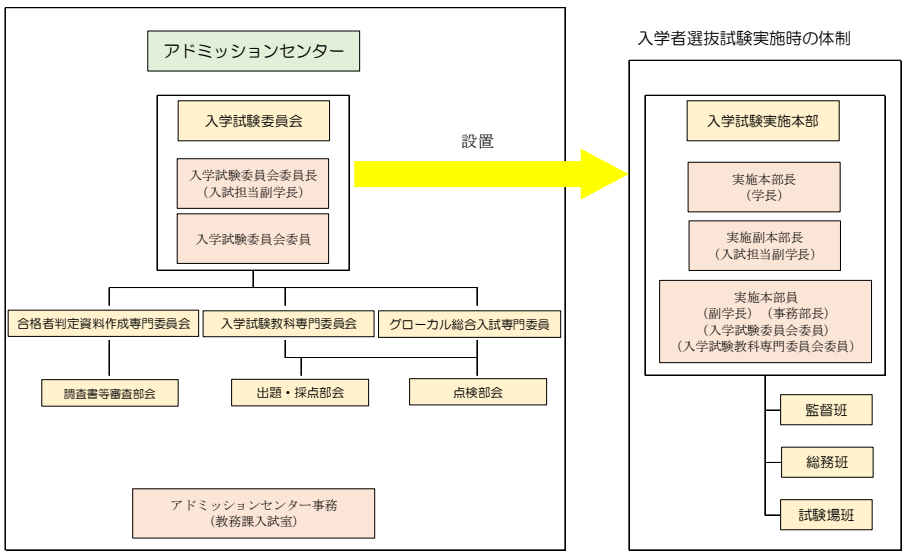
入学試験の実施体制について、学部の入学者選抜にあたっては、入学試験の実施から入試広報、入試制度検証といった入試関連業務を包括的に運営する組織として、アドミッションセンターを設置し、その下に入試広報・高大連携委員会及び入学試験委員会を置いている。各入学試験については入学試験委員会の担当であり、調査書や面接に関する事項、合格者判定資料の作成に関する事項、大学入学共通テストに関する事項、入学者選抜方法に関する事項等を審議する（根拠資料 1-2-21）。

大学院については、現代商学専攻とアントレプレナーシップ専攻にそれぞれ入学試験委員会を設置し、入学者選抜方法等を審議している（根拠資料 1-3-8、5-2-1）。

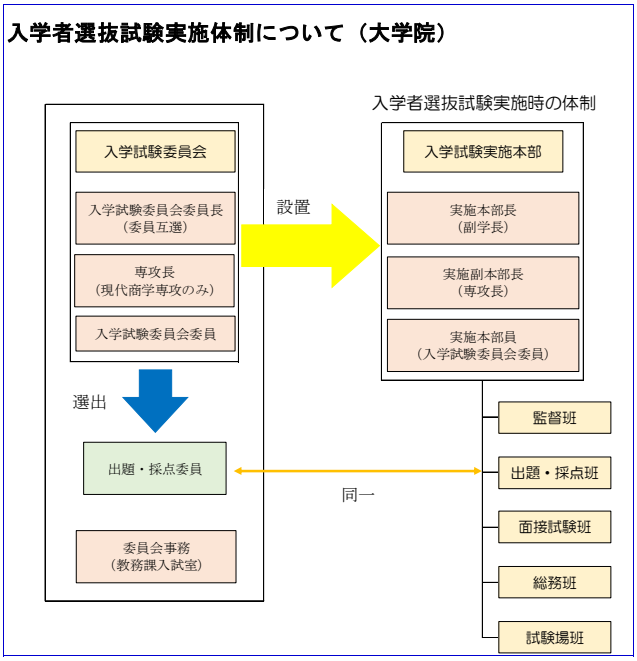
学部・大学院ともに、学生の入学については、教授会で意見を聴取した上で学長が決定する（根拠資料 1-2-8）。

各入学試験については実施要領を作成している。（根拠資料 5-2-2～7）

入学者選抜試験実施体制について（学部）



入学者選抜試験実施体制について（大学院）



学部・大学院ともに、面接の実施にあたっては公平性の担保を目的として面接実施要領を作成するとともに、チェック業務により面接員による差異が極力発生しないようにしている。あわせて、学部の入試では提出書類の評価方法についても要領を作成している。（根拠資料 5-2-8～17）

なお。個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、２年程度前に予告・公表を行っている。（根拠資料 5-2-18～19）

＜学生の受入の検証と入学者選抜の改善＞

入試に関する検証・改善はアドミッションセンター運営会議において行っており、データ分析はグローカル戦略推進センター IR 室が担当している（根拠資料 5-2-20～21）。

基準５－３　実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

［分析項目５－３－１］

実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

【基準にかかる状況と分析結果】

□A：基準を満たしていると判断する
☑B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

令和３年度からの５年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均は、根拠資料 5-3-1 のとおりである。学士課程及び専門職学位課程においては基準を満たしているが、大学院商学研究科現代商学専攻において、博士前期課程 46%、博士後期課程 53%と、「大幅に下回る」とされる状況である。

博士前期課程においては、志願者数は確保できているものの、合格水準を満たす受験者が少ない、辞退者の発生等の事情で結果的に入学定員を満たさない状況が続いている。

博士後期課程については、令和３年度に受審した大学機関別認証評価においても入学定員充足率について指摘を受けており、毎年度モニタリングを続けてきたが、改善傾向にないため、内部質保証体制において改善指示を行った。専攻長を中心に大学院定員充足改善検討会を発足し、博士前期課程における入学者受入れの改善を起点として博士後期課程の改善につなげる改善計画を策定し、実行している。あわせて、入学者選抜方法の見直し及び入試広報の改善については、入学試験委員会において検討を開始している。

博士前期課程の在学生は留学生が大半を占め、留学生は修了後帰国または就職する傾向にあり、博士課程への進学がほとんどないという状況に変化はないが、一方で本研究科専門職学位課程から博士後期課程へ進学する学生も一定数みられる。専門職学位課程の教員による進学後の継続的な指導体制や、専門職学位課程在学中からの学会参加機会の提供を通じて、博士後期課程での研究活動へ円滑に移行できる環境が形成されている。

領域５総括

【優れた点】

特になし

【改善を要する点】

・大学院商学研究科現代商学専攻において、博士前期課程 46%、博士後期課程 53%と、「大幅に下回る」とされる状況である。博士後期課程については、現在実施している改善の取組を継続することとし、博士前期課程については、志願者数を確保している一方で、特に近年受験者・合格者数が伸び悩む傾向がみられることから、要因を分析し、課題を明らかにした上で対応を講じる必要がある。［分析項目５－３－１］

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

［分析項目６－１－１］
学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

【基準にかかる状況と分析結果】

＜商学部＞

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさない と判断する

＜商学研究科＞

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

根拠資料 6-1-1 のとおり、商学部、商学研究科現代商学専攻及びアントレプレナーシップ専攻のディプロマ・ポリシーは、大学の目的を踏まえて具体的かつ明確に策定されている。

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

［分析項目６－２－１］
教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること
［分析項目６－２－２］
教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

【基準にかかる状況と分析結果】

＜商学部＞

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさない と判断する

根拠資料 6-2-1 のとおり、商学部のカリキュラム・ポリシーでは、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示している。

令和元年度にはディプロマ、カリキュラム、アドミッションの３つのポリシーに即して、学生の学修成果を評価するためのアセスメント・ポリシーを策定した（根拠資料 6-2-2)。

＜商学研究科＞

□A：基準を満たしていると判断する
☑B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

根拠資料 6-2-1 のとおり、商学研究科現代商学専攻、アントレプレナーシップ専攻のカリキュラム・ポリシーでは、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示している。

ただし、現代商学専攻においては、研究指導に関する方針や学位論文等の評価の方針が明示されていないことから、学生や担当教員により分かりやすいものとなるよう、改善の余地がある。

令和元年度にはディプロマ、カリキュラム、アドミッションの３つのポリシーに即して、学生の学修成果を評価するためのアセスメント・ポリシーを策定した（根拠資料 6-2-2)。

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

［分析項目６－３－１］

教育課程の編成が、体系性を有していること

［分析項目６－３－２］

授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること

［分析項目６－３－３］

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

［分析項目６－３－４］

大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導

教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

［分析項目６－３－５］

専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること

［分析項目６－３－６］【該当なし】

~~連携開設科目がある場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること~~

［分析項目６－３－７］【該当なし】

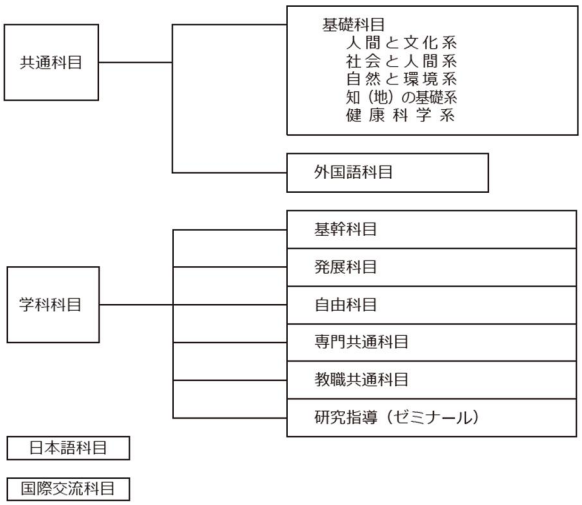
~~連携法曹基礎課程を設置している学士課程がある場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること~~

【基準にかかる状況と分析結果】

＜商学部＞

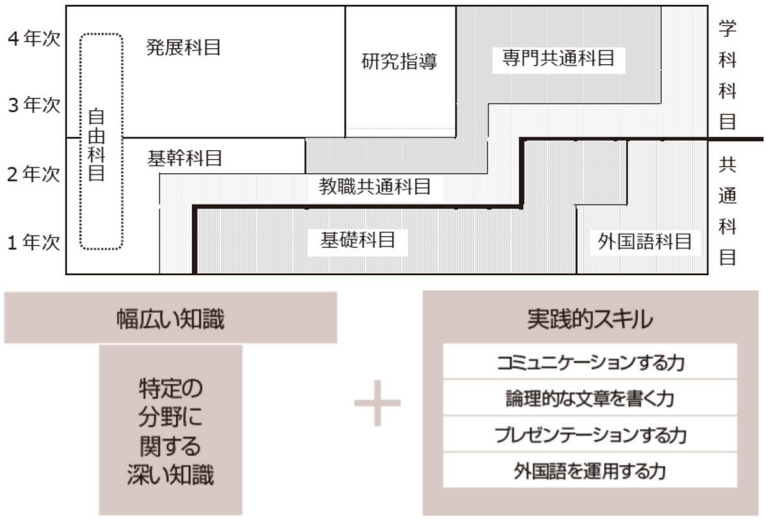
☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

商学部のカリキュラムは下図のとおりであり、カリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成されている。「１．教育課程の編成」に定める科目区分は図示すると下図のようになる。

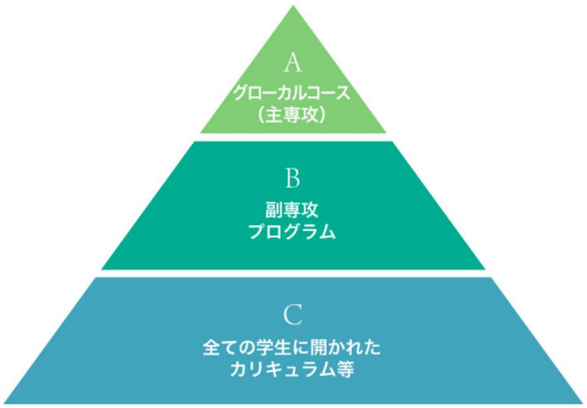


教養教育を担う「基礎科目」と「専門共通科目」、専門教育を担う「基幹科目」と「発展科目」はともに４年間を通じて開講され、その体系はくさび型のカリキュラムになっており、これらの教育を通じて本学の特徴であるＴ型人材を育成する。Ｔ型人材とは、「特定の分野に関する深い知識・能力（Ｔの縦軸）」と「幅広い知識を使いこなす能力（Ｔの

横軸)」を併せ持つ人材を意味する。各授業科目についてはナンバリングを行い、学生に体系的な履修を促すためにカリキュラムマップ及び履修モデルを提示している（根拠資料6-3-1～2)。



「２．教育の実施方針」に示す「主専攻プログラム（グローカルコース）及び副専攻プログラム」「グローバル人材育成のための授業科目」は、グローバルな視野のもと地域の発展に貢献できる「グローカル人材」の育成を目指すものであり、学生は、科目単位の履修から、所属学科のカリキュラムに加えて副専攻として学ぶプログラム、総合型選抜を経て主専攻として４年間を通じたグローカル教育を行う「グローカルコース」と、それぞれの関心や目標に応じて学修できる形としている（根拠資料 6-3-3)。



1 単位あたり、講義、研究指導は 15 時間、語学、実技等は 30 時間の授業を行い、45 時間に満たない時間は学生が自主的に学修（予習、復習、調査、研究）する時間と定めており、この基準により各授業科目を構成している。授業科目の内容についてはシラバスを作成し、到達目標や学生が自主的に学修すべき内容等を記載し、履修者へ周知している。

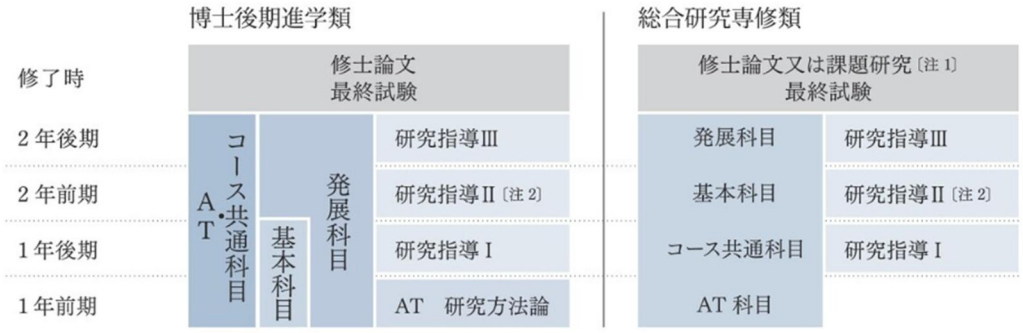
授業科目の内容が授与する学位にふさわしい状況になっているかについては、教務委員会により毎年度シラバスの点検を行うとともに、CGS 教育支援部門において「授業改善のためのアンケート」を実施し、シラバスに即した授業が行われているか確認している。(根拠資料 6-3-4～5)

また、他大学や大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位について、それぞれ本学の単位として認定する制度を設け、学則等に定めた上で「履修の手引き」等に明記し学生に周知している。(根拠資料 1-1-2、6-3-6)

＜商学研究科＞

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

現代商学専攻博士前期課程



〔注 1〕総合研究専修類の学生については、学位(修士)論文に代えて、「特定の課題についての研究成果」(課題研究)の提出を認めます。
〔注 2〕「研究指導Ⅱ」は、各コースの「修士論文審査会」における中間報告を含みます。

大学や研究機関等において商学の分野で専門的な研究者となることを目的に、博士後期課程への進学を目指す学生を対象とした「博士後期課程進学類」と、前期課程で修了し、高度な専門的知識を身につけた上で、社会の様々な分野において活躍することを目指す学生を対象とした「総合研究専修類」を設けている。「博士後期課程進学類」は国際商学コースに所属し、「総合研究専修類」は経済学コース、国際商学コース、企業法学コース及び社会情報コースのいずれかに所属する。

博士前期課程では、研究者の養成も含めた、知識基盤社会を支える多様な人材の育成という目的に適合する教育課程を段階的に編成している。授業科目は「アカデミック・トレーニング（AT)」「基本科目」「発展科目」「コース共通科目」「研究指導」に区分し、それぞれ配当年次を設定している。博士後期進学類では、科目区分毎の所要単位を厳格に設定している。総合研究専修類では、幅広い知識・理論を修得できるよう、科目区分毎の所要単位は弾力的なものとしている。(根拠資料 6-3-7～9)

研究指導に際しては、「研究指導計画書に関する申合せ」に基づき、明確な指導体制の下、計画的な指導を行っている（根拠資料 6-3-10）。

現代商学専攻博士後期課程

学年	時期	講義（10 単位以上）	演習（10 単位）
1 年	前期	複数の教育研究分野から 10 単位以上［注］	
	後期		博士論文執筆計画（4 単位） ・複数教員による指導（博士論文執筆計画審査会［注］）
2 年	前期		
	後期		博士論文指導Ⅰ（2 単位） ・複数教員による指導（中間報告会）
3 年	前期		博士論文指導Ⅱ（2 単位） （博士論文事前審査会）
	後期		博士論文指導Ⅲ（2 単位） （博士論文審査会）（最終試験）

［注］複数の教育研究分野から、講義科目１０単位以上を修得し、博士論文執筆計画（4 単位）の最終審査である博士論文執筆計画審査会の審査に合格しなければ、博士論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修できません。

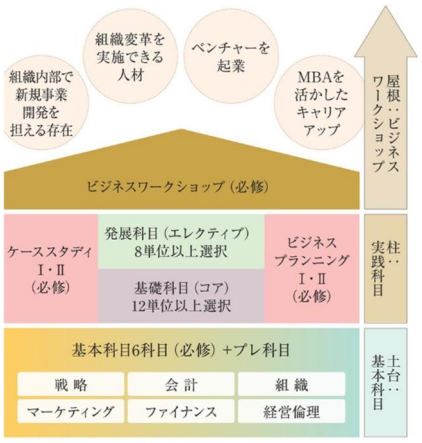
高度の研究能力の養成を目的とする博士後期課程においては、ビジネスの複合性・多様性を理解させるとともに、理論、制度、環境、ツール等の分野にわたるバランスのとれた研究を促進するための教育課程を編成している（根拠資料 6-3-11）。

博士後期課程には、「現代商学教育研究分野」「組織マネジメント教育研究分野」「企業情報戦略教育研究分野」「現代ビジネスの理論と制度教育研究分野」「演習」の科目区分を設けている。4 研究分野にはそれぞれに授業科目（1～2 年次配当）を配置し、学生は、1 年～2 年後期の間に複数の研究分野から 10 単位以上を修得することが求められる。「演習」（1～3 年次配当）は、「博士論文執筆計画」及び「博士論文指導Ⅰ～Ⅲ」により構成される、博士論文作成のための必修科目群である。高度な研究能力を身につけ、実学として社会に還元できる研究を段階的に進捗させるため、演習では、博士論文執筆計画審査会、中間報告会、事前審査会を義務付けている（根拠資料 6-3-9、6-3-12～16）。

現代商学専攻の両課程において、1 単位あたりの学修時間の設定は学部と同様であり、履修案内、専攻 HP、シラバスにより学生へ周知している。各授業科目についてはナンバリングを行い、履修モデルを提示している。

授業科目の内容が授与する学位にふさわしい状況になっているかについては、専攻教務委員会により毎年度シラバスの点検を行うとともに、CGS 教育支援部門において毎年度「大学院 FD アンケート（教員・学生）」を実施し検証している（根拠資料 2-2-9）。

アントレプレナーシップ専攻



カリキュラムの基本設計を家にたとえると

1 基本科目（ベーシック） 12単位必修
世界に通用するMBAとして不可欠な経営管理に関する基礎的知識を身につけるために、必修科目として提供します。

2 基礎科目（コア） 12単位以上選択必修
経営管理全般についての理解と応用力をさらに高め、MBAとして期待される能力を発揮するために不可欠な知識やスキルを習得できるよう提供します。

3 発展科目（エレクティブ） 8単位以上選択必修
より専門的かつ体系的な知識とスキルを習得するために履修できる授業科目であり、受講者の目的に沿って体系的に選択することができるよう提供します。

4 実践科目 8単位必修
実践的な能力を高めるために、それまでに学んだ知識やスキルを統合的にトレーニングする必修科目として提供します。

5 ビジネスワークショップ／リサーチペーパー 3単位必修
複数の教員の助言・指導の下で、ビジネス・リーダー及びビジネス・イノベーターとなるべく、リサーチペーパーを作成し、プレゼンテーションを行う、MBA課程の総仕上げの必修科目として提供します。

カリキュラム編成は図のとおりとなっている。教育課程を「基本科目」「基礎科目」「発展科目」「実践科目」「ビジネスワークショップ」と段階的に編成するとともに、11 の分野（「マーケティング分野」「組織経営分野」ほか）に分類して体系的に配置することで、段階的･体系的な履修を可能にしている。なお、上記の科目履修を円滑にスタートさせることができるように、マネジメントや会計の基本的な考え方を学ぶ「プレ科目」を置いている。アントレプレナーシップ専攻においては、各授業科目のナンバリングに加え、学生に体系的な履修を促すため分野・領域別科目選択ガイドを提供している（根拠資料 6-3-17）。

授業科目の内容が授与する学位にふさわしい状況になっているかについては、専攻教務委員会により毎年度シラバスの点検を行うとともに、「アントレプレナーシップ専攻教育評価ガイドライン」を設けて、教育全般について検証・改善の PDCA を実行する体制が整えられている（根拠資料 2-2-4 、6-3-18～19）。

なお、アントレプレナーシップ専攻においては、専門職大学院であることから、学校教育法第 109 条第 3 項及び学校教育法施行令第 40 条に基づき、5 年に 1 度経営系専門職大学院認証評価を受審している。直近の受審は令和 5 年度で、適合の認定を受けている（根拠資料 6-3-20）。また、専門職大学院設置基準（2003 年文部科学省令第 16 号）第 6 条の 2 に定める教育課程連携協議会として、アントレプレナーシップ専攻アドバイザリーボードを設置し、研究科長が指名する本専攻専任教員に加えて、専攻の課程に係る職業に就いている者や地方公共団体の職員等の学外者からの意見を聴取し、教育課程の改善等に反映している（根拠資料 2-2-6）。

現代商学専攻の両専攻において、他大学や大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位をそれぞれ本学の単位として認定する制度を設け、大学院学則等に定めた上で履修案内等に明記し学生に周知している（根拠資料 1-1-3）。

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

［分析項目６－４－１］
１年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること
［分析項目６－４－２］
各科目の授業が十分な教育効果を上げることができるよう、８週、10 週、15 週、その他の大学が定める適切な期間を単位として行っていること
［分析項目６－４－３］
適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること
［分析項目６－４－４］
教育課程上主要と認める授業科目は、原則として基幹教員（大学院課程の場合は専任教員）が担当していること
［分析項目６－４－５］
専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を設けていること
［分析項目６－４－６］
大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること
［分析項目６－４－７］
夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること
［分析項目６－４－８］【該当なし】
~~通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること~~
［分析項目６－４－９］【該当なし】
~~専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること~~

【基準にかかる状況と分析結果】
＜商学部＞

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

・授業期間

１年間の授業を行う期間について、休講に対する補講や定期試験期間を考慮し年間 35 週程度を設定し、行事予定表（学事暦）により学生に周知している（根拠資料 6-4-1)。各科目の授業は 15 週を基本とし、一部クォーター制を導入している。各回の授業内容及び事前学修・事後学修はシラバスにおいて明示している。10 週または 15 週を期間としない学外学修においては、実施要領を定め単位認定に必要な時間数を明示するなど、単位の実質化に取り組んでいる（根拠資料 6-4-2～3)。なお、学生が十分な学修時間を確保し、期待される教育効果が得られるよう履修登録上限制（キャップ制）を導入しており、１年間に履修できる単位の上限を 40 単位と定めている。

・授業形態、学習指導法、授業の方法及び内容

授業の方法及び内容や事前・事後学修については各科目のシラバスに記載し学生に周知している。シラバスについては、全科目で適切な情報を提供できるよう、記載方法のガイドラインを設けるとととともに、教務委員会において点検する体制をとっている。

本学学則第１章第１条及びカリキュラム・ポリシーに即した教育を実施するため、従来の教員から学生に向けた一方向のみの講義だけでなく、多様な授業形態を取り入れた授業を展開している。本学が伝統的に実施してきた実学教育・少人数教育である研究指導（ゼミナール）は原則必修であり、３年次から２年間継続して行われ、学生は研究成果を卒業論文として提出することが義務付けられている（※夜間主コースでは研究指導と卒業論文が分けられている)。第２期中期目標期間中から推進してきたアクティブラーニングは、第３期中期目標期間では大人数クラスにおけるアクティブラーニングの実践、地域連携 PBL 科目である「社会連携実践」を中心とした学外学修プログラムの充実と体系化に取り組んだ。さらに、語学教育全般において、オンラインによるセルフ・スタディと教室での対面授業をブレンドした授業形態であるブレンデッドラーニングを推進してきたが、ここで培ったオンデマンド教材の作成等のノウハウは、新型コロナウイルス感染症拡大期の遠隔授業の実施にも活用された。感染対策が緩和された後も、一部の科目を遠隔授業として提供している。遠隔授業の実施にあたっては、面接授業と同等の教育効果を確保していることを確認するため、具体的な授業実施方法を記載した理由書の提出を求めている。

なお、教育上主要と認める授業科目について、商学部では基礎科目及び学科基幹科目と定義し、189 科目のうち 170 科目（89.9%）を専任教員が担当している（令和７年度)。

・夜間における授業

夜間主コースの時間割は、社会人学生の勤務時間を考慮して平日の 17 時 45 分～19 時 15 分（６講目)、19 時 25 分～20 時 55 分(７講目)としている。なお、夏季休業期間を利用した集中講義（夜間主コース夏学期)（８単位程度）を夜間及び土曜日に開講して授業開講

科目数の不足を補っていたが、時間割を指定しないオンデマンド科目の充実により十分な履修機会が確保されていることから、令和 6 年度以降は夏学期を開講していない。

また、社会人学生に配慮した長期履修制度を設けるとともに、昼間に時間的余裕がある学生は、卒業所要単位 124 単位のうち 60 単位を上限に昼間コースの単位を取得することができる（根拠資料 1-1-2 、6-3-6、6-4-4)。

＜商学研究科＞

□A：基準を満たしていると判断する
☑B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

・授業期間

1 年間の授業を行う期間は両専攻ともに行事予定表（学事暦）を作成し学生に周知し、シラバスに 15 回の授業内容及び事前学修・事後学修について明示している（根拠資料 6-4-5～6)。アントレプレナーシップ専攻では全科目で集中連続授業（モジュール方式）を採用しており、1 回の授業（モジュール）を 2 時限あるいは 4 時限連続で行うことで、授業日は隔週あるいは月 1 回となり、授業時間外ではモジュール毎の事前課題、事後課題をシラバスにて指示することで、ひとつのテーマを集中的に学習させている。なお、アントレプレナーシップ専攻では履修登録上限制（キャップ制）を導入しており、1 年間に履修できる単位の上限を 30 単位と定めている。

教育上主要と認める授業科目について、現代商学専攻博士前期課程では AT 科目、基本科目、発展科目、研究指導と定義し、96 科目のうち 92 科目（93.9%）を、博士後期課程ではすべての科目が主要授業科目であり 31 科目のうち 28 科目（90.3%）を、アントレプレナーシップ専攻では基本科目、基礎科目と定義し、22 科目のうち 13 科目（59.0%）を、それぞれ専任教員が担当している（令和 7 年度)。

・授業形態、学習指導法、授業の方法及び内容

両専攻ともに、授業の方法及び内容や事前・事後学修について各科目のシラバスに記載し学生に周知している。学部同様記載方法のガイドラインを設けるとととともに、教務委員会において点検する体制をとっている（根拠資料 6-3-9、6-3-19)。

「テーマ研究型大学院」である現代商学専攻の授業科目は、各研究分野の特性に沿った講義、演習が中心となる。博士前期課程・博士後期課程ともに小規模で、各授業科目の履修者も多い科目で 4 ～ 5 人になるため、課題を与えられた学生による報告と討論を主体としたゼミ形式の科目が多い。また、博士前期課程の研究指導は、必要に応じて正副指導教員による指導が行われており、博士後期課程の博士論文指導は複数の研究指導教員が指導することとなっている。これらは教育目的に即した適切な指導形態であるといえる。ただ

し、「研究指導」という科目については、授業科目であり大学院設置基準に定める「研究指導」（学位論文作成に係る個別指導）ではないという位置づけであるものの、それがシラバス等で明示されていないため、記載を見直す必要がある。

アントレプレナーシップ専攻では、各授業科目は、具体的な企業事例を取り入れた実践性を重視した内容になっている。「実践科目」の「ビジネスプランニングⅠ・II」ではグループワークを、「ケーススタディⅠ・II」ではケースメソッドを取り入れており、所期の学習成果を上げるために適切な方法を採用している。また、「基本科目」や「基礎科目」であっても、教員から学生へ向けた一方向の講義だけなく、学生同士でのケースディスカッション、ディベート、プレゼンテーション、ゲスト講師とのディスカッションなど、学生自身が能動的に参加することで構成される授業を多く設けている。グローカル戦略推進センター教育支援部門が実施する「授業評価アンケート」では、「理解促進」「資料」といった授業形態や教材、教育上の工夫に関する質問項目はいずれの項目も一定以上の値を維持しており、適切な教育手法、授業形態が採用されていると判断できる。

・夜間における授業

現代商学専攻では、大学院設置基準 14 条教育方法の特例に基づき、大学院学則において「教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」ことを定めている（根拠資料 1-1-3)。授業は原則昼間に開講されるが、英語専修免許の取得が可能な博士前期課程の国際商学コースでは、英語専修免許を取得しようとする現職教員等の社会人大学院生に配慮して札幌サテライトにおいて夜間の授業を実施している。なお、授業時間は、月～金までの 17 時 45 分～19 時 15 分（６講目)、19 時 25 分～20 時 55 分(７講目)である。博士後期課程についても、社会人大学院生のニーズに配慮して、弾力的に運用している。

アントレプレナーシップ専攻は有職の社会人を対象としているため、授業を平日の夜間及び土曜日に開講している。夜間は通学の利便性に配慮し札幌サテライトで 18 時 30 分から 21 時 40 分まで、土曜日は小樽本校及び札幌サテライトにおいて 10 時 30 分から 17 時 40 分まで開講している。

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

［分析項目６－５－１］

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

［分析項目６－５－２］
学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること
［分析項目６－５－３］
社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること
［分析項目６－５－４］
障害のある学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援及び留学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

【基準にかかる状況と分析結果】
＜商学部＞

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

・履修指導の体制

新入生に対しては入学時にガイダンスを実施している。また、初年次の英語科目においては、新入生ガイダンスに合わせてプレイスメントテストを実施し、能力別のクラス分けを行うことで、教育効果を高めている。

入学後は、１・２年次生を対象とした「履修指導教員制度」を設け、各学科から２～３名の履修指導教員を年次ごとに設定し、「履修の手引き」にオフィスアワーを明記して履修相談等を受け付けている。また、成績不振者に対しては、「小樽商科大学履修指導教員制実施要項」に基づき履修状況を把握し、修学に関する指導・助言を行っている。成績不振者に対する履修指導は学期毎の授業開始から履修登録期間終了までに実施しており、履修指導の結果は各履修指導教員が「履修指導記録票」にまとめ、教務課に提出することとしている（根拠資料 6-5-1)。

学生の単位修得状況は教務課において把握し、履修指導教員に共有の上、以下を対象に履修指導を行うこととしている。

前期：１年次で修得単位数 16 単位未満の学生と３年次に進級できなかった学生

後期：前期履修登録単位数の 60%以上不合格の学生

※３・４年次については、研究指導担当教員が必要に応じて随時指導・助言を行うこととしているため、履修指導記録票の徴収は行っていない。

履修指導実績は、令和７年度、１年次生３件、２年次生 11 件であった。

なお、履修指導教員以外の教員についても、シラバスに授業担当教員のオフィスアワーを記載し、相談を受け付けることができるほか、「学生何でも相談室」は学生の大学生活

における様々な悩み事について相談できる窓口として、学習相談についても対応している（根拠資料 4-2-2)。

このほか学生のニーズに応え得る履修上の制度として、本学大学院への進学を希望する学生に対する「学部・大学院（博士前期課程及び専門職学位課程）５年一貫教育プログラム」及び「学部学生による大学院科目履修制度」を設けている。前者は学部の早期卒業制度（３年間での卒業）と大学院（博士前期課程等）（２年間）を組み合わせたシステムで、大学院への進学は進学要件の審査で行い、入学金も免除する。後者は教育上の特例措置として、本学大学院（現代商学専攻）への進学を志望する優秀な学部４年次生に大学院の指定する授業科目を履修させ、試験に合格した場合大学院入学後に修了所要単位として認定することで、大学院入学後に余裕をもって修士論文の執筆に集中させるとともに、在学期間の短縮も可能となる制度である。(根拠資料 6-5-2～3)

また、令和４年度に法人統合した帯広畜産大学・北見工業大学との単位互換を実施し、文理融合教育の機会を提供しているほか、海外協定校への交換留学により留学先大学で履修した科目の単位認定を行っている。(根拠資料 6-5-4)

編入学により入学した学生に対しては、60 単位を上限として卒業所要単位に算入することができることとしている。

・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組

商学部では、社会的・職業的自立を図るため、共通科目に以下の科目を配置している。いずれも正課科目であり、これらの体系的な科目を１年次から履修することで、学生が入学後早期に豊かで幅広い職業観や職業意識、進路選択能力とそこに到達するための学ぶ力を身に付け、自らのキャリアデザインを描くことができるようになっている。

表 13　社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための取組

科目名	実施状況
総合科目 II a クラス	（科目概要）大学卒業後のキャリアを見据えながら，大学での学修や研究，課外活動など大学生活全体に対する学生自身を向上させるための「主体的／対話的な学び」の体得を目指す。 （履修者数）R7：48
総合科目 III a クラス	（科目概要）本学同窓会組織である「緑丘会」から派遣された講師が担当するオムニバス形式の講義で、卒業生が自らのキャリア形成の過程や実社会での経験について講演を行う。学生が社会の実情を理解し、グローバルな視点を持つ必要性を自覚することに加え、卒業後のキャリア形成のビジョン及び在学中の修学目的を明確にすることを目指す。 （履修者数）R7：214

社会連携実践Ⅰ～Ⅲ a クラス	（科目概要）民間企業等における一定期間の職業体験や実地研修といったいわゆるインターンシップを単位化する科目であり、現実のビジネス環境で求められる資質、汎用的能力、専門知識、コンピテンシーを理解し、それらの獲得と向上を目指す。 （単位認定者数）R7：21 ※インターンシップの実施状況については別添資料 6-5-5 参照
社会連携実践Ⅰ～Ⅲ b クラス	（科目概要）ボランティア活動を単位化する科目であり、地域での社会活動を通して市民的責任や社会的役割についての意識を高めることを目指す。令和元年度から開講しており、実施プログラムと参加者数は以下のとおり。 ・オアソビプロジェクト（86 名） ・小樽雪あかりの路ボランティア（57 名） ・高校生の学び直し支援プログラム（3 名）
社会連携実践Ⅰ～Ⅲ c クラス	（科目概要）地域の企業や自治体等で働く社会人と協働して、地域の課題解決を目的としたプロジェクトにチームで取り組む。大学での学びと社会・地域の諸課題を具体的に接続させること、予め用意されていない答えを導き出す力を育成することを目指す。 （単位認定者数）R７：20 R7 年度　プログラム数：4、参加学生数：10 名

また、北海道における地域・企業の問題を発見し、産業・経済の活性化に資する解決策を立案・実行できる能力を養うことを目的として「アントレプレナーシップ副専攻プログラム」を令和４年度から提供開始した。プログラムを構成する「アントレプレナーシップ概論」「アントレプレナーシップセミナー（Ⅰ～Ⅲ)」等６科目はこの副専攻プログラムのために新たに開講したものであり、副専攻に所属しない学生も履修することができる。本副専攻に所属した学生の中には、実際に起業する学生や、「キャンパスベンチャーグランプリ」や「M-BIP」で受賞する学生が複数名出ており、実践的な教育の成果があらわれている。(根拠資料 6-5-6)

・障害のある学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援

障がいのある学生の「学ぶ権利」を保障することを目的として、保健管理センターに「特別修学支援室」を設置している（根拠資料 1-2-17)。障がいのカテゴリーと特別修学支援室の登録学生数及び支援の例は、下表のとおりである。

表 14　障がいのカテゴリーと特別修学支援室の登録学生数

障がいのカテゴリー	R7 年度人数
視覚障がい	1
聴覚・言語障がい	0

肢体不自由	1
病弱・虚弱	2
重複	4
発達障がい	2
精神障がい	4
その他の障がい	3
計	17

表 15　障がいのカテゴリーと特別修学支援室での支援の例

障がいの カテゴリー	支援の例
肢体不自由	・教室移動に時間がかかることが予想される場合、遅刻して入室することを許可する ・雪害等での交通機関の乱れなど、やむを得ない理由による授業の欠席した場合、出席基準の緩和か代替措置について許可する。 ・ノートテイキングが困難な場合に授業の録音・撮影等を許可する ・座席位置を途中退室可能な位置に変更する ・定期試験の時間延長と別室での受験を許可する。また、作業のしやすい私物の机・椅子の使用を認める
病弱・虚弱	・構内で発作が発生した際に対応方法について、全教員へ周知する ・体調不良時の途中入退室を許可する ・薬の副作用（授業中の居眠り等）について、授業担当教員へ共有する・履修抽選の際に、障がいによる制約を受けにくい科目を優先的に受講できるよう配慮する ・体調不良による欠席が続いた場合、出席基準の緩和か代替措置について許可する ・定期試験時のトイレ利用（トイレのための一時退室）を許可する
重複	・体調不良時の途中入退室を許可する ・体調不良による欠席が続いた場合、出席基準の緩和か代替措置について許可する ・卒論執筆を支援する
発達障がい	・時間管理が困難な学生に対して、授業開始後の入室を許可する ・レポート等の提出期限を失念や遅延した場合、期限の延長を許可する ・体調不良による欠席が続いた場合、出席基準の緩和か代替措置について許可

	する ・雑音を気にする学生に対して、定期試験時の耳栓等使用を許可する
精神障がい	・体調不良時の途中入退室を許可する ・体調不良による欠席が続いた場合、出席基準の緩和か代替措置について許可する ・ノートテイキングが困難な場合に授業の録音・撮影等を許可する ・体調不良時により小テストやレポートの提出期限を遅延した場合、期限の延長を許可する
その他の障がい	・体調不良時の途中入退室を許可する ・体調不良による欠席が続いた場合、出席基準の緩和か代替措置について許可する ・定期試験時の座席位置を途中退室可能な位置に変更する ・定期試験時のトイレ利用（トイレのための一時退室）を許可する ・定期試験の別室での受験を許可する。

また、障がいのある学生のために授業のノートテイク等を行う者に対して謝金を支給できることを申合せにおいて定めているほか、特別修学支援室専任教員の指導の下、ノートテイク等の学生同士の相互支援（ピアサポート）活動が行われている。（根拠資料 6-5-7）

・留学生に対する学習支援

受入れ留学生の支援としてチューター制度を実施している。チューターとして登録した本学学生（日本人）が、外国人留学生の学修や日常生活の援助を行うもので、毎年 30 名程度（登録学生数は 60 名程度）がチューターとして活動している。また、大学ホームページは英語版を用意しており、主に短期留学プログラムの学生（交換留学生）に向けて、プログラムの内容や時間割、シラバスなど英語で情報提供している（根拠資料 6-5-8～9）。

＜商学研究科＞

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

・履修指導の体制

両専攻ともに新入生に対して入学時にガイダンスを実施している。アントレプレナーシップ専攻においては、入学式前に行う事前説明会において、入学予定者と履修指導教員が面談を行い、年間履修計画を立てる機会を設けており、学生の今後のキャリア・プランや重点的に学習したいスキル等について確認をした上で、履修モデルの指導を行っている。

また、基礎的知識が不足していると感じる入学生のために、マネジメント全般や財務会計、財務分析の基本的な考え方を学ぶ「プレ科目」を配置しており、入学後の学修を円滑に開始できるよう配慮している。

現代商学専攻博士前期課程では、「小樽商科大学大学院現代商学専攻博士前期課程の研究指導教員に関する申合せ」に基づき、研究指導教員による履修指導を実施している（根拠資料 6-5-10）。学生に対しては、前期・後期の履修願提出時に、「履修計画書」を併せて提出させ、指導教員の署名を必須としている。入学時に学生のこれまでの学修歴・修士課程における研究テーマ・修了後の希望進路等に基づいて指導教員の指導を受けた上で２ヶ年分の履修計画を立てさせ、体系的な学習を担保している。２年進級時には、履修計画の見直しを行い、再度の提出を要することとしている。あわせて、シラバスにオフィスアワーを記載し、授業担当教員が授業に関する各種の問い合わせに対応する時間を確保している。

アントレプレナーシップ専攻では、「アントレプレナーシップ専攻履修指導教員制実施要項」に基づき、履修指導を実施している（根拠資料 6-5-11）。半期ごとに行う履修指導では、履修指導教員が個々の学生の勤務状況の変化や就職活動の進展等について確認しながら、各自の事情に応じた適切な指導を行っている。履修指導教員は面談の内容を報告書に取りまとめて提出し、教務委員会において確認することとしている。なお、履修指導は面談で行うほか、単位修得に関する不安や悩み、学習の進め方といった日々の授業を受講する中で生じる履修上の問題についても、状況に応じてメールや学修管理システム等を用いて随時指導を行うことで、適切に対応している。

このほか学生のニーズに応え得る履修上の制度として、現代商学専攻博士前期課程では、北海道大学大学院経済学研究科及び同大学院法学研究科との間で単位互換制度を設けている。あわせて、現代商学専攻博士前期課程とアントレプレナーシップ専攻との間で、教育上有益と認められる場合に、他の専攻の授業科目を履修することができる（根拠資料 6-5-12）。

授業科目への学術の発展動向の反映については、アントレプレナーシップ専攻では、毎年の「教員アンケート」において、「研究成果の反映度合い」の項目を設け、各教員の自己点検を促すとともに、組織的に把握している（根拠資料 2-2-4）。

・学習相談の体制

学部同様、学生の総合的な相談窓口として「学生何でも相談室」を開設し、教員とカウンセラー２名を配置しているが、大学院生の相談実績はない。

・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組

現代商学専攻では、以下のような研究支援制度を設け、研究者としての自立を支援している。(根拠資料 6-5-13～14)

表 16　学生への研究支援制度

支援制度	支援内容・実施状況
大学院生学会等発表支援事業	本学博士後期課程及び博士前期課程の学生を対象に、学会等において講演、研究発表、討論等を行う際の旅費及び学会登録料を最大 10 万円まで補助する制度。 ＜採択実績＞ R4 年度：0 件　R5 年度：0 件　R6 年度：2 件　R7 年度：2 件
国際学会等発表支援事業	海外で開催される国際学会、シンポジウム、研究会等への参加に際し、旅費や学会登録料といった諸経費を最大 20 万円まで補助する制度。本学教員のみならず現代商学専攻博士後期課程の学生も支援対象としている。 ＜採択実績＞※大学院生のみ R4 年度：0 件　R5 年度：0 件　R6 年度：0 件　R7 年度：2 件
専門研究員制度	本学の大学院博士後期課程を修了した者又は本学の博士前期課程を修了し国内外の大学で博士後期課程を修了した者を対象に、本学の施設、図書、設備を利用することにより研究の継続を支援する。近年の支援実績はなし。

アントレプレナーシップ専攻は専門職学位課程であり、学生はほとんどが有職の社会人であるため、専攻で特別にキャリア教育やインターンシップ等を用意する必要は事実上生じていない。大学のキャリア支援センターは大学院生も利用可能であり、社会人以外の学生や外国人留学生については、履修指導教員が進路選択・キャリア形成についての相談を受ける場合もある。

・障害のある学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援

特別修学支援室において、障がいの内容と学生の成長を踏まえて必要な配慮を調整し、教員と連携しながら学修支援を行っている。障がいのカテゴリーと特別修学支援室の登録学生数及び支援の例は、下表のとおりである。

表 17　障がいのカテゴリーと特別修学支援室の登録学生数

障がいのカテゴリー	R7 年度人数
精神障がい	1
計	1

表 18　障がいのカテゴリーと特別修学支援室での支援の例

障がいのカテゴリー	支援の例
精神障がい	・体調不良時の途中入退室を許可する ・体調不良時により小テストやレポートの提出期限を遅延した場合、期限の延長を許可する ・騒音による体調不調を防止するため、教員の声が聞こえるよう調整したイヤーマフや耳栓の使用を許可する ・体調不良により対面授業への参加ができない場合、遠隔授業での参加を許可する ・体調不良による欠席が続いた場合、出席基準の緩和か代替措置について許可する

・留学生に対する学習支援

日本での就職を考えている留学生に対しては、学部同様キャリア支援室において求人の紹介等支援を行っている。

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

［分析項目６－６－１］
学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準を組織として策定していること
［分析項目６－６－２］
成績評価基準を学生に周知していること
［分析項目６－６－３］
成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること
［分析項目６－６－４］
成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

【基準にかかる状況と分析結果】

＜商学部＞

□A：基準を満たしていると判断する
☑B：基準を満たしているが課題が残る

□C：基準を満たさないと判断する

・成績評価基準の策定と周知

商学部の学生の学修成果の評価については、カリキュラム・ポリシーにおいて、以下のとおり方針を定めている。

（1）学修成果の評価は、ディプロマ・ポリシーを基にした各科目の到達目標を基準にして行われる。
（2）各科目の学習内容・到達目標・成績評価方法等は、シラバスにより事前に履修生に十分周知される。
（3）教員は、シラバスに明記した成績評価方法に則り、履修者の学修成果の到達度を厳格に評価する。
（4）教員は、評価の根拠となった資料（試験答案、レポート等）を保存し、履修者が成績評価の内容を確認したい場合や異議がある場合は、履修者に対し評価に関する説明責任を常に果たすべく心掛ける。

この方針の下、「小樽商科大学履修方法等に関する規則」第 12 条で評点及び評語の基準を、「小樽商科大学商学部成績評価に関する申合せ」において評価基準を規定しており、教員はシラバスに「成績評価の方法」と「成績評価基準」を明示し、それに従って成績評価を行うこととしている。成績評価基準は「履修の手引き」により学生に周知している。（根拠資料 6-3-6、6-6-1）

あわせて、学修の到達度をより明確に示し、学生が自らの学修状況や成績向上の目標設定に役立てることを目的に、GPA 制度を採用している。学生に対しては、各科目の成績の通知時にあわせて GPA を通知するとともに、ホームページ上で「客観的な指標に基づく成績の分布状況」（GPA 分布状況）を公開し、自身の学修状況がどの程度にあるのか把握できるようにしている。

合否区分	評価	評点	グレードポイント
合格	秀（A）	100 点～90 点	4.0
	優（B）	89 点～80 点	3.0
	良（C）	79 点～70 点	2.0
	可（D）	69 点～60 点	1.0
不合格	不可（F）	59 点以下	0.0
履修取消	W（Withdrawal）	GPA 計算対象外	

[GPA の算出方法]
GPA とは、1 単位あたりの成績の平均値を示すものです。GPA を以下のとおりに計算し、Web 上で各人に通知します。

算出式：

$$\frac{4.0\times\text{秀の修得単位数}+3.0\times\text{優の修得単位数}+2.0\times\text{良の修得単位数}+1.0\times\text{可の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「不可」の単位数を含む）}}$$

・成績評価等の組織的確認

成績評価の方法・基準については各科目のシラバスに記載し学生に周知している。シラバスは、全科目で適切な情報を提供できるよう、記載方法のガイドラインを設けるとともに、教務委員会において点検する体制をとっている（根拠資料 6-3-4～5）。

また、学修成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を行うため、授業科目ごとの成績（秀・優・良・可）の割合を一覧にした成績分布を年度ごとに作成し、教務委員会及び各学科等において確認している（根拠資料 6-6-2～3）。

個人指導が中心となる科目の成績評価の客観性を担保するため、研究指導において作成する卒業論文については、研究指導を担当する全教員が、学修管理システムに提出されたすべての卒業論文を閲覧できる体制としており、指導教員以外の教員による確認が可能となっている。ただし、卒業論文の指導については方針やルールが明文化されているわけではないので、質保証の観点から改善の余地がある。

・成績に対する異議申立て制度

成績評価に異議がある場合、「小樽商科大学商学部成績評価に関する申合せ」に定める手順を通じて異議申立てを行うことができることとしており、「履修の手引き」において周知している（根拠資料 6-6-1）。

表 19　成績評価に対する申立てへの対応実績

時期	申立ての概要	対応	対応組織
令和 3 年度	成績評価の基準と異なる評価が付いているとして、評価内容の確認及び疑義の申し立てがあった。	学生が直接担当教員に確認を行い、成績評価に誤りはないことを確認した。	教務課
令和 4 年度	修得できなかった科目の評価内容の確認及び疑義の申し立てがあった。	学生から「成績評価に対する申立書」を受理し、「小樽商科大学商学部成績評価に関する申合せ」に基づき、教務委員会委員長から授業科目担当教員に対して事情聴取を行い、教育担当副学長及び授業科目担当教員の所属する学科等から選出された教務委員と協議のうえ、その結果を書面により学生に回答した。	教務課、教務委員会委員長、教育担当副学長、授業科目担当教員の所属する学科等から選出された教務委員
令和 5 年度	修得できなかった科目の評価内容の確認及び疑義の申し立てがあった	学生が直接担当教員に確認を行い、成績評価に誤りはないことを確認した。	教務課
令和 6 年度	授業の出席状況の確認、評価内容の確認及び疑義の申し立てがあった。	担当教員による確認の結果、成績の修正が行われたため、申立ては取り下げられた。	教務課
令和 7 年度	休講による学習機会の損失及び期末試験における成績評価への疑義を含めた、評価内容の確認及び再検討の	学生から「成績評価に対する申立書」を受理し、「小樽商科大学商学部成績評価に関する申合せ」に基づき、教務委員会委員長から授業科目担当教員に対	教務課、教務委員会委員長、教育担当副学長、授業科目担当教

	申し立てがあった。	して事情聴取を行い、教育担当副学長及び授業科目担当教員の所属する学科等から選出された教務委員と協議のうえ、その結果を書面により学生に回答した。	員の所属する学科等から選出された教務委員

不正行為の防止については、「履修の手引き」において定期試験の注意事項についてまとめているほか、「OUC ガイドブック」において学生の懲戒に係る注意喚起を行っている。

＜商学研究科＞

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

・成績評価基準の策定と周知

商学研究科の学修成果の評価については、カリキュラム・ポリシーにおいて、以下のとおり方針を定めている。

（現代商学専攻）

【博士前期課程及び博士後期課程共通】

博士前期課程及び博士後期課程において学修成果の評価においては，以下の方針に基づき行います。

1. 学修成果の評価は、ディプロマ・ポリシーを基にした各科目の到達目標を基準にして評価する
2. 各科目の授業内容・到達目標・成績評価方法等は、シラバスにより事前に周知する
3. 教員は、シラバスに明記した成績評価方法に則り、履修者の学修成果の到達度を厳格に評価する
4. 教員は、評価の根拠となった資料（試験答案、レポート等）を保存し、履修者が成績評価の内容を確認したい場合や異議がある場合は、履修者に対し評価に関する説明責任を常に果たすべく心掛ける

（アントレプレナーシップ専攻）

1. 各科目の授業内容・到達目標・成績評価方法等は、シラバスにより事前に履修者に十分周知される。
2. 教員は、シラバスに明記した成績評価方法に則り、履修者の学修成果の到達度を厳格に評価する。
3. 各科目は分野・領域に分類し、科目ナンバリング制度を導入して、履修者が体系的に科目を履修し学修することを可能にする。
4. キャップ制度の導入により、履修者が無理のないかたちで履修計画を立て、学修できるように配慮する。
5. 履修者からの成績評価の内容確認や異議に対しては、担当教員は誠実にこれに応じる。それでもなお、疑問が残る場合は、成績公開後に教務課を通じて不服申立書（書式自由）により教務委員会に申し出ることができる。教員は、成績評価の根拠となった資料（試験答案、レポート等）を保存する義務を負い、履修者に対しては評価に関する説明責任を負う。

これら方針の下、「小樽商科大学大学院商学研究科履修細則」において評点及び評語の基準を、アントレプレナーシップ専攻は「アントレプレナーシップ専攻成績評価基準に関する申合せ」において評価基準を定めており、教員はシラバスに「成績評価の方法」と

「成績評価基準」を明示し、それに従って成績評価を行うこととしている。成績評価基準は、それぞれ「履修案内」及び専攻のホームページにより学生に周知している。（根拠資料6-6-4～5）

（現代商学専攻）

(4) 現代商学専攻　成績評価の統一基準について

本専攻で開講されるすべての科目において秀・優・良・可及び不可の５段階の統一的な成績評価基準を設定し、評価基準の共通化を図っています。

標語（評点）	評価基準
秀　(100～90)	個々の科目について秀でた理解力及び応用力を有している
優　(89～80)	個々の科目について優れた理解力及び応用力を有している
良　(79～70)	個々の科目について良い理解力及び応用力を有している
可　(69～60)	個々の科目について理解力及び応用力を有している
不可（59～0)	個々の科目について十分な理解力又は応用力を有していない

（アントレプレナーシップ専攻）

評語（評点）	評価基準
秀（100～90）	個々の科目について秀でた理解力及び応用力を有している
優（89～80）	個々の科目について優れた理解力及び応用力を有している
良（79～70）	個々の科目について良い理解力及び応用力を有している
可（69～60）	個々の科目について理解力及び応用力を有している
不可（59～0）	個々の科目について十分な理解力又は応用力を有していない

あわせて、両専攻ともに、学修の到達度をより明確に示し、学生が自らの学修状況や成績向上の目標設定に役立てることを目的に、GPA 制度を採用している。アントレプレナーシップ専攻では、進級要件等に GPA を活用している。

※【GPA（Grade Point Average）】

GPAは、１単位当たりの成績の平均値を示すものです。GPAを次のとおり計算し、その結果を各人に通知します。

算出式

$$GPA=\frac{4.0\times秀の修得単位数+3.0\times優の修得単位数+2.0\times良の修得単位数+1.0\times可の修得単位数}{総履修登録単位数（「不可」の単位数を含む）}$$

合否区分	評価	評点	グレードポイント
合格	秀(A)	100点～90点	4
	優(B)	89点～80点	3
	良(C)	79点～70点	2
	可(D)	69点～60点	1
不合格	不可(F)	59点以下	0
履修取消	W (Withdrawal)	GPA計算対象外	

・成績評価等の組織的確認

グローカル戦略推進センター教育支援部門の下に、現代商学専攻については大学院教育開発専門部会、アントレプレナーシップ専攻については専門職大学院教育開発専門部会を置いて、成績分布の確認を含む教育の検証体制を整えている。成績分布等可視化データの作成は IR 室が担っている。（根拠資料 6-6-6～9）

アントレプレナーシップ専攻では、成績評価の適切性に関して「在学生アンケート」及び「教員アンケート（教員の自己評価）」により確認しており、アンケートの結果課題がみられた場合は FD 研修会等で議論し改善に繋げている。なお、現代商学専攻の研究指導科目は個人指導を中心とするが、成績評価を決定するためのプロセスにおいて「修士論文審査会」「博士論文審査会」等を複数名の教員で組織することで、客観性を担保している。アントレプレナーシップ専攻では個人指導を中心とする科目はない。

・成績に対する異議申立て制度

成績評価に異議がある場合、現代商学専攻では「小樽商科大学大学院商学研究科現代商学専攻における成績に対する確認及び意義申立に関する要項」、アントレプレナーシップ専攻では「アントレプレナーシップ専攻成績評価基準に関する申合せ」に定める手順を通じて異議申立てを行うことができることとしており、履修案内及び各科目シラバスにおいて周知している。（根拠資料 6-6-5、6-6-10）

表 20　成績評価に対する申立てへの対応実績

時期	申立ての概要	対応	対応組織
令和３年度	修得できなかった科目の評価内容の確認及び疑義の申立てがあった。	担当教員から評価内容の詳細を説明し、成績評価に誤りはないことを確認した。	教務委員会

不正行為の防止については、学部同様、「OUC ガイドブック」において学生の懲戒に係る注意喚起を行っているほか、現代商学専攻の学生に研究倫理研修の受講を義務付けている。

なお、学部・大学院ともに、「定期科目試験実施要項」に基づき成績に関する個人情報を開示するとともに、定期試験答案やレポート等の成績評価資料を1年間保管することを義務付けている（根拠資料 6-6-11）。

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

［分析項目６－７－１］
大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること
［分析項目６－７－２］
大学院課程においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること
［分析項目６－７－３］
策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること
［分析項目６－７－４］
卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること
［分析項目６－７－５］【該当なし】
~~専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること~~

【基準にかかる状況と分析結果】
＜商学部＞

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

共通科目(外国語科目を含む)と学科科目の卒業認定基準及び共通科目と学科科目の区分ごとの卒業所要単位は、ディプロマ・ポリシーに即し、学則で規定している。卒業認定基準と卒業所要単位については、大学ホームページに掲載するとともに、入学時に配布する「履修の手引き」「OUC ガイドブック」に記載の上、４月の新入生オリエンテーションにて説明している。（根拠資料 1-1-2）

1）共通科目及び日本語科目

区　分			単　位　数		備　　考
共通科目	基礎科目	知（地）の基礎	6単位以上		
		人間と文化	4単位以上	20単位以上	
		社会と人間	4単位以上		
		自然と環境	4単位以上		
		健康科学	2単位以上		
	外国語科目		１４単位以上		1．７外国語科目のうちから２外国語科目を選択必修とする。この場合において、外国語科目のⅠは２外国語各４単位、計８単位を、Ⅱは１外国語をⅡＡとして４単位を、他方をⅡＢとして２単位をそれぞれ必修とする。ただし、外国人留学生の場合は、母語を含めることはできない。 2．外国人留学生の場合は，上級日本語及び日本事情から計６単位と ７ 外国語科目のうちから１外国語科目（Ⅰは４単位，Ⅱは４単位または２単位）を修得することで，２外国語科目を修得したものとみなすことができる。 3．外国人留学生が、外国語科目・日本語科目を、１４単位を超えて修得した場合には、日本語科目の日本事情Ⅰ・Ⅱに限り４単位まで基礎科目中の人間と文化系の修得単位に振り替えることができる。 4．外国人留学生以外の学生が日本語科目を修得しても卒業所要単位には算入しない。
日本語科目			（１２単位）		
自由選択 (共通科目の単位数欄に掲げる単位を超える単位)			１２単位		
計			５２単位		

2）学科科目

◗経済学科、商学科（商学科英語専修を除く）、企業法学科及び社会情報学科共通

区　分	単位数	備　　考
自学科基幹科目	１２単位	商学科英語専修の科目を除く。
自学科発展科目	２８単位	商学科英語専修の科目を除く。自学科基幹科目の単位数欄に掲げる単位数を超える単位を含めることができる。
自他学科科目 専門共通科目 学科自由科目	２０単位	1．自学科基幹科目及び自学科発展科目の単位数欄に掲げる単位数を超える単位を含めることができる。 2．商学科英語専修科目及び学科自由科目は以下の科目を卒業所要単位に含めることができる。 ・経済学入門Ⅰ　・経済学入門Ⅱ　・国際経済学 ・英語コミュニケーションⅠ　・英語コミュニケーションⅡ ・比較文化Ⅰ　・比較文化Ⅱ　・法学　・国際法 ・英語上級Ⅰ　・英語上級Ⅱ　・英語上級Ⅲ　・英語上級Ⅳ ・ビジネス英語Ⅰ　・ビジネス英語Ⅱ ・英語学特講Ⅰ　・英語学特講Ⅱ　・英文学特講Ⅰ　・英文学特講Ⅱ
研究指導	１２単位	３年以上４年未満の在学で卒業する場合は、６単位を学科発展科目に認定する 。
計	７２単位	
卒業所要単位	１２４単位	

（注）
1．自他学科科目とは、所属学科及び所属以外の学科の科目をいう。学科自由科目とは、経済学科、商学科、企業法学科、社会情報学科の自由科目をいう。
2．進級に必要な単位数
ア 3年次に進級するためには、４６単位(卒業所要単位に算入される単位に限る。) 以上修得しなければならない。
イ 上記「ア」の単位数を、２年を超えて修得した者は、修得した年度の終了後２年以上在学しなければならない。
3．研究指導の履修方法
ア 研究指導は原則として必修科目とする。
イ 研究指導を履修する者は、原則として、自学科科目あるいは専門共通科目の研究指導を履修するものとする。
ウ 例外的措置として研究指導を履修しないことが認められた者は、自学科の学科科目のうちから別に 12 単位を履修しなければならない。

卒業の認定は、学則に則って卒業判定資料を作成し、学部教授会の議を経て学長が決定する。（根拠資料 6-7-1～2）

また、修業年限の特例措置として、長期履修制度及び早期卒業制度を設けている（根拠資料 6-3-6、6-7-3)。

＜商学研究科＞

☑A：基準を満たしていると判断する
□B：基準を満たしているが課題が残る
□C：基準を満たさないと判断する

現代商学専攻、アントレプレナーシップ専攻ともに、それぞれのディプロマ・ポリシーに即して修了認定基準と修了所要単位を策定し、大学院学則に定めている。これを満たした学生にそれぞれ修士（商学)、博士（商学)、経営管理修士（専門職）の学位が授与される。修了認定基準と修了所要単位は、履修案内、専攻ホームページに掲載し、学生に周知している。(根拠資料 1-1-3)

（現代商学専攻博士前期課程）

○進学類

①進学類の学生は国際商学コースに所属し、次の通り単位を修得しなければなりません。

科　目　区　分	単　位　数	備　　考
ｱｶﾃﾞﾐｯｸ・ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ	４単位以上	研究方法論２単位を含む
基本科目 コース共通科目	１０単位以上	国際商学コース基本科目から６単位を含む
発展科目	１０単位以上	国際商学コースから４単位を含む
研究指導Ⅰ	２単位	必修（配当年次　１年後期）
研究指導Ⅱ	２単位	必修（配当年次　２年前期）
研究指導Ⅲ	２単位	必修（配当年次　２年後期）
計	３０単位以上	

②進学類の学生が２年次に進級するためには、**アカデミック・トレーニング科目群から４単位（研究方法論２単位を含む）と研究指導Ⅰ（２単位）を含め 16 単位以上を修得**しなければなりません。

この要件が満たせない場合は、２年目において学位論文の提出はできませんので、大学院の修了が１年以上延期されることになります。

○専修類

①専修類の学生は、経済学コース、国際商学コース、企業法学コース及び社会情報コースのいずれかに属し、次のとおり単位を修得しなければなりません。

科　目　区　分	単　位　数	備　　考
ｱｶﾃﾞﾐｯｸ・ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ 基本科目 コース共通科目 発展科目	２４単位以上	
研究指導Ⅰ	２単位	必修（配当年次　１年後期）
研究指導Ⅱ	２単位	必修（配当年次　２年前期）
研究指導Ⅲ	２単位	必修（配当年次　２年後期）
計	３０単位以上	

②専修類の学生が２年次に進級するためには、**研究指導Ⅰを含め 16 単位以上 を修得**しなければなりません。
　この要件が満たせない場合は、２年目において学位論文の提出はできませんので、大学院の修了が１年以上延期されることになります。

（現代商学専攻博士後期課程）

学 年	時 期	講　義　（１０単位以上）	演　習　（１０単位以上）
１ 年	前 期	複数の教育研究分野から１０単位以上取得	
	後 期		博士論文執筆計画（４単位） （博士論文執筆計画審査会の審査合格要）
２ 年	前 期		
	後 期		博士論文指導Ⅰ（２単位） （中間報告会の審査合格要）
３ 年	前 期		博士論文指導Ⅱ（２単位） （博士論文事前審査会の審査合格要）
	後 期		博士論文指導Ⅲ（２単位） （博士論文審査会の審査合格要） （最終試験の合格要）

（アントレプレナーシップ専攻）

修了所要単位

区分	単位数
基本科目	12単位以上(必修)
基礎科目	12単位以上
発展科目	8単位以上
実践科目	8単位以上(必修)
ビジネスワークショップ	3単位以上(必修)
計	43単位以上

標準修業年限を満たし、43単位以上を修得した人には、MBA（Master of Business Administration）「経営管理修士（専門職）」の学位が授与されます。

修了の認定は、大学院学則に従い、修了判定資料を作成し、これに基づいて現代商学専攻教授会またはアントレプレナーシップ専攻教授会において修了に必要な単位数を確認の上、学長が決定する。（根拠資料 6-7-1、6-7-4～5）

なお、現代商学専攻の修士論文及び博士論文については、それぞれ審査手順・審査体制を定めた上、審査基準を設けている。修士論文では、経済学コース、国際商学コース、企業法学コース、社会情報学コースそれぞれが修士論文及び課題研究の審査基準を設定し、

これらの基準により審査を行うことで、論文の質を保証している。博士論文においても、執筆計画書審査基準、事前審査基準、博士論文及び最終試験審査基準をそれぞれ定め、これらの基準により審査を行うことで、論文の質を保証している（根拠資料 6-7-6～11）。

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

［分析項目６－８－１］
標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること
［分析項目６－８－２］
就職及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

【基準にかかる状況と分析結果】

☑A：基準を満たしていると判断する
☐B：基準を満たしているが課題が残る
☐C：基準を満たさないと判断する

過去５年間（令和３年度～令和７年度）の卒業（修了）の状況は以下のとおりである。

表 21　標準修業年限内卒業（修了）率（上段）・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（下段）

卒業年度		R3	R4	R5	R6	R7
商学部		86%	89%	86%	87%	88%
		94%	96%	94%	96%	93%
商学研究科	現代商学専攻博士前期課程	83%	100%	100%	100%	80%
		100%	92%	100%	100%	86%
	現代商学専攻博士後期課程	0%	50%	100%	0%	-
		100%	0%	0%	50%	-
	アントレプレナーシップ専攻	88%	83%	86%	83%	91%
		100%	88%	83%	91%	89%

また、就職及び進学の状況は以下のとおりである。

表 22　就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況

卒業年度		R3	R4	R5	R6	R7
商学	進学率	2.7%	1.7%	1.0%	1.1%	1.7%
	卒業者に対する就職率	87.5%	90.4%	91.5%	91.8%	91.4%

部	就職希望者に対する就職率		95.6%	95.6%	98.1%	98.6%	98.8%
商学研究科	現代商学専攻博士前期課程	進学率	0%	0%	0%	42.9%	0%
		卒業者に対する就職率	40.0%	66.7%	0%	14.3%	40%
		就職希望者に対する就職率	100%	80.0%	－	100%	100%
	現代商学専攻博士後期課程	進学率	－	0%	0%	－	－
		卒業者に対する就職率	－	100%	100%	－	－

いずれも大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当な状況であると判断する。

卒業生の具体的な就職先は卒業時のアンケート調査において確認しており、商学部では、地方銀行、公務員（市役所、財務省札幌国税局、北海道庁、国土交通省北海道開発局)、インフラ関連企業、情報・コンサルティング関連企業等、商学研究科現代商学専攻では、IT 関連企業、会計事務所、地方公共団体、大学及び医療機関等への就職実績がみられる。(根拠資料 6-8-1～2)

商学部では、卒業年次生調査によりディプロマ・ポリシーに基づき身に着けた知識や能力について確認するとともに、卒業後 3 年・10 年の卒業生に対する動向調査を実施し、その知識や能力の活用度合いを調査している。(根拠資料 2-2-3)

アントレプレナーシップ専攻は有職の社会人が大半を占め、修了とともに就職、進学する例は稀であるが、修了後に MBA を生かして転職や起業を行う学生が一定数存在する。こうした事例は 5 年に 1 度実施する修了生調査において把握している。(根拠資料 2-2-4)

領域 6 総括

【優れた点】

＜商学部＞

・学位証書補足資料（ディプロマ・サプリメント）の導入（根拠資料 6-A）

学修成果をディプロマ・ポリシーに基づく項目で客観的・多元的に可視化した学位証書補足資料（ディプロマ・サプリメント）を整備し、令和 7 年度末から全学部学生に提供している。[分析項目 6 － 1 － 1]

・アントレプレナーシップ副専攻プログラム（根拠資料 6-5-6）

北海道における地域・企業の問題を発見し、産業・経済の活性化に資する解決策を立案・実行できる能力を養うことを目的として「アントレプレナーシップ副専攻プログラム」を令和 4 年度から提供開始した。令和 7 年度末時点での累計所属者数は 18 名、修了者数は 3 名（うち 1 名が他大学の学生）で、本副専攻に所属した学生の中には、実際に起

業する学生や、「キャンパスベンチャーグランプリ」や「M-BIP」で受賞する学生が複数名出ており、実践的な教育の成果があらわれている。

＜商学研究科＞

・トランスファラブルスキル証明書の導入（根拠資料 6-5-6）

現代商学専攻では、教育の質保証の観点から、大学院での学修を通じて学生が社会で広く活用できる汎用的な能力（トランスファラブルスキル）を修得したことを示す証明書を導入し、令和 6 年 11 月から希望する学生に対して、令和 7 年度は修了生全員に発行した。修士課程において培われる能力は、研究職に限らず社会の多様な場面で活用可能である一方、その内容が外部から理解されにくいという課題がある。本証明書は、修得した能力を社会に対して説明可能な形で整理・可視化することで、学修成果の社会的接続を補完するものである。［分析項目 6 － 1 － 1］

・文理融合・産学連携を重視した MBA 教育プログラム

アントレプレナーシップ専攻では、正課科目として「地域医療マネジメント」や「Demola プログラム」において、北海道大学工学院や医療・報道・流通分野の実務家と協働し、高度専門職教育の基本となるカリキュラムの上で、社会ニーズに柔軟に適応する教育を提供している。また、正課科目「ビジネスワークショップ」「リサーチペーパー」内のコースである「ビジネスサポート研究会」の活動として、他大学の理系研究者が有する技術シーズの事業化に学生が参画し、令和 7 年度末までにのべ 13 件の研究シーズでビジネスプランを開発した。企業・研究者と協働する実践的学修であると同時に、実際の研究成果を社会実装させる点で、本専攻ならではの教育のアウトカムといえる。［分析項目 6 － 3 － 2］［分析項目 6 － 4 － 3］

【改善を要する点】

＜商学部＞

・個人指導が中心となる科目の成績評価の客観性を担保するため、卒業論文の指導について明文化した方針やルールが必要である。［分析項目 6 － 6 － 3］

＜商学研究科＞

・現代商学専攻のカリキュラム・ポリシーにおいて、研究指導に関する方針や学位論文等の評価の方針が明示されていないことから、学生や担当教員により分かりやすいものとなるよう、改善の余地がある。［分析項目 6 － 2 － 1］

・現代商学専攻における「研究指導」という科目については、授業科目であり大学院設置基準に定める「研究指導」（学位論文作成に係る個別指導）ではないという位置づけであるものの、それがシラバス等で明示されていないため、記載を見直す必要がある。［分析項目 6 － 4 － 3］

令和８年度自己点検・評価専門部会　構成員

部会長　玉井　健一（副学長 大学評価・産学官連携・オープンイノベーション担当）

沼澤　政信（副学長 教育・財務・デジタルトランスフォーメーション担当）

猪口　純路（副学長 学生支援・リカレント教育・入試担当）

國武　英生（副学長 総務・多様性担当）

松本　朋哉（副学長 国際交流・学術研究担当）

田島　貴裕（グローカル戦略推進センター教育支援部門長）